

令和 2 年第 1 回定例会 3 月定例会議

中之条町議 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 4 日 再開

令和 2 年 3 月 1 9 日 散会

中 之 条 町 議 会

令和2年第1回中之条町議会定例会 3月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和2年3月4日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和2年3月4日 午前9時30分						
	散会	令和2年3月4日 午後3時30分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		8番 唐沢 清治	9番 安原 賢一			10番 小栗 芳雄		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠
		議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和２年第１回中之条町議会定例会３月定例会議議事日程（第１号）

（令和２年３月４日午前９時３０分開議）

第１ 会議録署名議員指名

第２ 審議期間の決定

第３ 議案第 １号 令和２年度中之条町一般会計予算

議案第 ２号 令和２年度中之条町国民健康保険特別会計予算

議案第 ３号 令和２年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 ４号 令和２年度中之条町介護保険特別会計予算

議案第 ５号 令和２年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算

議案第 ６号 令和２年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算

議案第 ７号 令和２年度中之条町簡易水道事業特別会計予算

議案第 ８号 令和２年度中之条町下水道事業特別会計予算

議案第 ９号 令和２年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 10号 令和２年度中之条町発電事業特別会計予算

議案第 11号 令和２年度中之条町自動車教習所事業会計予算

議案第 12号 令和２年度中之条町上水道事業会計予算

議案第 13号 令和２年度中之条町簡易水道事業会計予算

第４ 議案第 14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 15号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 16号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

議案第 17号 中之条町職員定数条例の一部改正について

議案第 18号 中之条町消防団条例の一部改正について

議案第 19号 中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例制定について

議案第 20号 中之条町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について

議案第 21号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 22号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 23号 四万へき地診療所使用料手数料条例の一部改正について

議案第 24号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について

議案第 25号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について

第５ 議案第 26号 監査委員の選任について



◎ 再 開

○議長（山本隆雄）みなさんおはようございます。

第1回定例会の再開にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和2年第1回中之条町議会定例会3月定例会議を招集したところ、議員各位には早速御参集いただき厚くお礼申し上げます。

また、休会中には各種行事への参加など、積極的に活動いただき感謝申し上げます。

議会運営委員長より視察研修報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

新型コロナウイルス感染症対策として定例会議において議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可しています。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用について御協力をお願いいたします。

また、感染症対策として換気を行うことが重要ですので、1時間に5分程度の換気を行いますので、ご承知ください。

町では、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、対策がされておりますが、各施設の対応についての一覧、議会での傍聴対策、感染予防のチラシをお手元に配付しましたので、後ほどご覧ください。

ここで諸般の報告を申し上げます。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり、決定させていただきました。

また、監査委員から「例月出納検査報告書」が、町長からは「指名競争入札執行報告書」が、教育長からは「教育委員会の点検・評価報告書」が提出されています。それぞれ事務局にありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、2月19日に開催された群馬県町村議会議長会の定期総会では、平成30年度歳入歳出決算認定のほか、令和2年度一般会計予算について議決されました。玉村町議長の高橋茂樹副会長の退任に伴う補欠選で私が選任されました。

また、各町村議会が「議会が住民自治の根幹であるという誇りを胸に人口減少や議員の成り手不足等の問題に果敢に取り組み、「住民福祉の向上」という究極の目的を実現に導くため、全力で邁進する」宣言を行い、各町村が自主性を発揮し、地方創生を積極的に進めることができるよう、国等に対する7項目の要請を決議しました。

お手元に配付しましたので、ご覧ください。

また、この総会において全国町村議会議長会及び群馬県町村議会議長会の自治功労表彰等の伝達が行われました。表彰状を預かってまいりましたので、ここで伝達を行いたいと思います。

ここで、齋藤祐知副議長、議長席をお願いします。

○副議長（齋藤祐知）山本隆雄さん、演壇の前までをお願いします。

表彰状、群馬県町村議会議長会理事、山本隆雄殿。あなたは、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献させた功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和2年2月6日全国町村議会議長会、会長松尾文則、代読です。おめでとうございます。

表彰状、中之条町議会、山本隆雄殿。あなたは、議会議長としてよくその職責を遂行され、地方自治の振興発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。令和2年2月19日群馬県町村議会議長会長仲澤太郎、代読でございます。おめでとうございます。

表彰を受けられた議員に一言お祝いの言葉を申し上げます。山本隆雄議員には平成11年の初当選から中之条町議会議員として地域の発展と住民福祉の向上に御尽力をいただいております。この間総務福祉常任委員長、経済教育常任委員長などを歴任され、平成27年からは議長の立場から議会の活性化や円滑な議会運営に御尽力いただいております。その熱意と行動力に心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。今後も健康に留意され、町勢進展のためにますます御活躍いただきますようお願い申し上げます。お祝いの言葉といたします。誠にありがとうございました。

ここで、受賞者から御挨拶をいただきたいと思います。

15番、山本隆雄さん、御登壇願います。

○15番（山本隆雄）ただいま齋藤副議長から御指名をいただきましたので、御礼の御挨拶をさせていただきます。このたび全国町村議会の表彰、そしてまた群馬県の町村議長会からの表彰、誠にありがとうございます。これも皆様の厚い御支援、御協力の賜物と深く感謝しているところでございます。そしてまた、ただいま副議長から心温まるお祝いの言葉をいただき、誠にありがとうございます。

私、平成11年に初当選をさせていただき、その当時は1万8,500人の人口でございました。そしてまた、その後六合村と合併したときもやはり1万8,000人の人口でございました。そして今現在は、1万5,700人というような時代になってしまったわけでございます。約4,500人ぐらいの人口減少という時代になってしまったわけでございます。長野原町にちょっと負けるぐらいの人口減少という時代になってきたわけでございます。総務省で今言われております。2040年には、約20年後には3分の1の、これから3分の1の人口減少になってしまうという時代でございます。そしてまた、各町村も3分の1ぐらい姿を消してしまうような時代が来ると言われております。我々は、こうした時代をどう乗り越えていくかということで今の我々議員が考える立場でございます。責任のある議員としてこれからみなさんと一緒に頑張っていきたいと思っております。そしてまた、今生産人口ということで税金を納めてくれる働ける人の人口がどんどん流出してしまうということでございます。そういうことになりますと、やはり財源不足になり、そしてまた医療、福祉、そしてまた子育て、教育についても財源がなくなり、大変な時期を迎えてくる時代となってきます。今日の新聞

を見ますと、玉村町でも幼保のおやつの代金が否決されてしまったというような時代でございます。このような事態を招かないよう、我々議員一丸となって頑張りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げ、そしてまたこの受賞ということでご協力いただいたことに感謝申し上げ、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（齋藤祐知）おめでとうございます。

以上で表彰の伝達を終わります。

山本議長、議長席にお願いいたします。

○議長（山本隆雄）以上で諸般の報告といたします。

さて、3月定例会議では、令和2年度当初予算と町政全般にわたる多くの重要議案が提出されており、会議は長時間となることが予測されます。議員並びに執行部各位には会議の円滑な運営に格段のご協力をお願いします。

この際、町長からご挨拶をお願いします。町長

○町長（伊能正夫）改めまして、おはようございます。

本日は、令和2年3月の中之条町議会定例会にご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は中之条町行政推進にあたりまして、大変なご指導とご協力をいただいておりますことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げるところでございます。

先ほどは、全国町村議長会並びに県の町村議長会の表彰ということで山本議長が受賞されたわけでございまして、誠にありがとうございます。

そして、長年のご労苦、そしてこれからの活躍を語祈念を申し上げるところでございます。

今、猛威を振るっておりますコロナウイルスの関係について若干報告をさせていただきたいと思っております。既に議員のみなさんには議会事務局のほうからオクレンジャーを通しまして配信済みのところがあるわけでございますけれども、改めて経緯についてお話をさせていただきたいと思っております。

この新型コロナウイルスの感染が始まって、そして1月27日には課長会を対策連絡会議ということでコロナウイルスの対策を始めたわけでございます。その間2月3日、そして2月25日、同じ会議を開催してまいりました。

そして、2月25日には町主催のイベントについて全体の調整をさせていただいたということでございまして、その3日後の2月28日、中之条町新型コロナウイルス対策本部を設置させていただきました。群馬県、また中之条町にも発症者はいませんけれども、国、県の情報がいろいろ入ってきているということでございまして、対策本部全員の共有ということで設置をさせていただいて、いろいろ対策をさせていただいたわけでございます。

そして、国のほうの方針で小中学校の休校ということで、町もそれに沿って3日から全校の休校を決めたわけでございます。

そして、昨日でございますけれども、小学校1年生から4年生、そして特別支援学級に通っている、さらに共働き等で保護者の保護下に置くことができない困難な児童について学校開放をして、学校で一時預かりをするという方針を決めさせていただきました。既に保護者のほうには学校のオクレンジャーを通しまして情報発信をして、6日までにその希望を取って、早ければ9日から実施をしたいということで対策を練っているわけでございます。これについては、いろいろな条件をつけて、そして開放を利用させていただくということにさせていただいたということでございますので、この対策についてもご理解とご協力をいただきますようお願いをしたいと思います。

そして、次にデスティネーションキャンペーンの関係でございますけれども、前から情報発信はさせていただいているところでございますけれども、4月から6月の末まで群馬県とJR東日本、そして各町村が連携をして大型キャンペーンがあるわけでございます。もう既にコマーシャル等で大人の休日倶楽部のコマーシャル、吉永小百合さんのコマーシャルが群馬県として発信をされているわけでございますけれども、4月1日から4月7日、この間に奥四万湖の様子が放映されるということが決定をされております。既にポスターについては、役場の入り口に大型なポスターを掲載をさせていただいて展示をさせていただいておりますけれども、それに合わせて動画のほうも発信されるということでございますので、多くのお客さんに来ていただけることを期待をしているわけでございますけれども、この大型コロナウイルスの関係が早く終息をしないとそれも大変な状況になるかなというふうに心配もしているわけでございます。そういったことで議員のみなさんにもぜひご協力をいただきますようお願いをいたします。

今回の議会でございますが、3月は予算議会と言われております。既にご案内を差し上げているところでございますけれども、一般会計予算では102億3,300万円大型予算を組まさせていただきました。そのほか特別会計、企業会計を含めると174億6,594万5,000円という過去にないような大型の予算を組むことができたわけでございます。これについて1年間予算を決めていただいて、町民福祉のために一生懸命職員一丸となって実施していきたいというふうに思っておりますので、慎重審議をいただき、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

本日は、基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

傍聴席につきましては、写り込まないよう配慮をしていますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画、録音されるおそれがありますので、あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和2年第1回中之条町議会定例会3月定例会議1日目の会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番、唐沢清治さん、9番、安原賢一さん、10番、小栗芳雄さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間の予定表のとおり本日から3月19日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から3月19日までの16日間と決定しました。

-
-
- ◎ 議案第 1 号 令和2年度中之条町一般会計予算
 - ◎ 議案第 2 号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計予算
 - ◎ 議案第 3 号 令和2年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎ 議案第 4 号 令和2年度中之条町介護保険特別会計予算
 - ◎ 議案第 5 号 令和2年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
 - ◎ 議案第 6 号 令和2年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
 - ◎ 議案第 7 号 令和2年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
 - ◎ 議案第 8 号 令和2年度中之条町下水道事業特別会計予算
 - ◎ 議案第 9 号 令和2年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
 - ◎ 議案第10号 令和2年度中之条町発電事業特別会計予算
 - ◎ 議案第11号 令和2年度中之条町自動車教習所事業会計予算
 - ◎ 議案第12号 令和2年度中之条町上水道事業会計予算
 - ◎ 議案第13号 令和2年度中之条町簡易水道事業会計予算

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第1号から議案第13号まで一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第13号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和2年度中之条町一般会計予算について申し上げます。

我が国の経済状況は、政府が令和2年2月20日に公表した月例経済報告によると景気全体の判断は一部で表現を変更しつつも、「緩やかに回復している」と、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。」としております。

国においては、これらの状況を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに成長と分配の好循環の拡大を目指しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き経済への影響を十分注視し、対応に万全を期すこと、相次ぐ自然災害からの、復旧復興の取組を加速しつつ、安心と成長の未来を開く総合経済対策を迅速かつ着実に実行することを基本的な考えとしております。

地方財政対策においても、令和2年度においては地方創生の推進、地域社会の維持、再生、防災減災対策等地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じているところでありますが、社会保障関係費の増加が見込まれることや、交付税特別会計における前年度からの繰越金がないことなどにより、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい現状であります。

ご承知のとおり中之条町の人口は、平成27年度国勢調査では1万6,850人となり、前回の調査から1,366人が減少をいたしました。また、令和2年2月1日現在の住民基本台帳人口では、1万5,760人となり、減少傾向は続いております。このような中、いかに中之条町を存続させ、将来にわたり持続的に発展させ、町民が愛着を持ち、また町民であることに誇りを持てるまちづくりを最重要課題として捉え、今後の国の経済財政運営の動向を注視し、地方創生の基本方針に沿った積極的な事業展開を図っていく所存でございます。

令和2年度は、5年目を迎えます中之条町まちづくりビジョン（中之条町総合計画第6次構想）を基本としながら、今年度においては中之条町総合戦略第2期計画が策定予定であり、第1期計画を引き継ぎ、より時代に即応した内容となります。予算編成にあたりましては、総合計画の基本的な柱であります、①教育環境の充実、②産業の振興、③交流人口の増加、④健康の増進、⑤福祉の充実、⑥財政の健全化を実現するため、各施策を着実に推進する積極的な予算編成といたしました。

その結果、令和2年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに102億3,300万円でご提案をさせていただきました。令和元年度当初予算に比べると1億5,600万円、率にすると1.55%の増となっております。

次に、予算編成における基本的な考え方を説明をさせていただきます。歳入に関しましては、確実な財源把握に努め、町債については後年度の財政負担を考慮し、原則として後年度に地方交付税

により措置される過疎債、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策債等を優先的に活用をいたしました。

町税におきましては、町民税において個人は若干の増額となるものの、法人については若干の減額、固定資産税については家屋の新增築分の増があるものの、地価の時点修正により、減額が予想されるため、若干の減額、軽自動車税においては台数の微増に伴う増額が予想されることから、前年を若干上回る額で見込ませていただきました。

地方譲与税、各種交付金等につきましては、前年の収入実績を基に地方財政計画に基づく増減率により見込みをさせていただきましたが、森林環境譲与税につきましては地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用し、譲与額を前倒しして増額されるため、大幅な増額を見込ませていただきました。

地方交付税につきましては、地方財政対策において総額が増額確保されたこと、起債償還による据置き期間を設けなかったことなどにより若干の増額を見込ませていただきましたが、一般財源の総額については、若干の減額とさせていただきました。

国、県支出金では、補助事業の特定財源としてその財源確保に努めるとともに、事業効果等を主体的に判断し、効率的な受入れに努めました。

また、ふるさと思いやり寄附金につきましては、今年度と同額、ふるさと思いやり基金からの繰入れにつきましては、平成31年1月から12月までの実績により大きく増額して繰入額を見込ませていただきました。

歳出につきましては、財源確保の厳しい状況の中でありましたが、先ほどお話しいたしました中之条町総合計画・まちづくりビジョン、中之条町総合戦略における基本目標の実現を目指し、町民サービスの向上とまちの活性化に係る事業等に財源を配分させていただきました。

予算案の詳細につきましては、各担当課長から補足の説明をさせますので、私からは令和2年度に実施する重点施策について概要のみ説明をさせていただきます。

第1点目が教育環境の充実でございます。昨年4月から取り組みました幼小中学校の幼児、児童生徒に対する給食費無料化を継続して実施させていただきます。また、特色ある学校教育の支援として小学校の外国語活動、英語の教科化を段階的に進めるためにALTの充実した配置、さらに中之条町英語力向上支援計画（ステップ）による小中学校の英語教育の推進を図ります。

小中学生を対象にALTを中心に英語だけで過ごすサマーキャンプ及びウインターイングリッシュセッション、教室の外で英語に触れる機会を通し、英語を学ぶ意欲を高める事業の実施や、中学生を対象に3級以上の英語検定受検料の補助を引き続き実施いたします。また、学校不適応児童生徒の集団への適応を促し、学校生活への復帰を支援するため設置をいたしました適応指導教室に常勤の指導員を増員し、児童生徒への指導の充実を図ります。

幼児教育においても幼稚園、保育所の教育環境の充実と幼児の安全確保のため、必要な人員確保

と保育体制の強化を図ります。

施設環境関係の整備では、施設修繕工事のほか、各小中学校のＯＡ教室のパソコン更新を行い、ＩＣＴ教育の環境整備を行います。また、生涯学習関係では、生涯を通じて一人一人が生きがいを持って健康で幸福な生活が送れるよう団体やサークル活動を支援し、誰もがいつでもどこでも学べる学習機会の充実を求めてまいります。

主な事業としては、英語力向上事業、教育研究所運営事業、外国青年（ＡＬＴ）招致事業、文化会館舞台設備更新工事費、総合運動場管理用道路改修工事費などを予定しております。

第２点目の産業の振興ですが、農業関係では中之条ガーデンズの有料化に向けて施設と体制整備を行うとともに、魅力あるイベント等を開催し、情報発信により年間を通しての集客及び収入の増加を図ります。

農業振興対策では、農地中間管理機構を活用し、認定農業者を中心とした担い手へ農地の集約化を進めるとともに、新規就農者に対する積極的な支援を行います。

また、旧山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を推進することにより、農地の荒廃化の抑制と所得対策を図り、米や花卉のブランド化及び６次産業化を推進し、販売力を強化いたします。

また林業振興対策では、民有林の活用を図るため、林道整備による森林経営基盤を整えるとともに、木質バイオマスの利用促進のため、木の駅の円滑な運営による木質燃料の供給体制の確立に努めます。

観光関係では、群馬県でデスティネーションキャンペーンが開催されることから、群馬県（ぐんまちゃん家）、群馬県観光物産協会、ＪＲなど関係機関と協力連携し、本町の魅力発信に努め、さらなる観光誘客を目指し、観光宣伝の充実を図るとともに、観光資源を再認識し、観光施設の整備を計画的に実施してまいります。

また、町観光協会の強化充実を図り、密接な連携の下、真田忍者ウォークの開催、旅行業エージェント及びメディア関係への働きかけ等により観光入り込み客の増加、にぎわいの創出を図ります。

商工関係では、チャレンジショップ出店支援事業の継続、店舗等リニューアル事業補助金による小規模事業者の事業継続を支援いたします。また、地域における消費喚起策としてプレミアムつき商品券の発行を支援いたします。

また、ふるさと納税関係では、町の経済活性化のため、引き続き寄附された方へのお礼品の送付を行います。

主な事業としては、農産物ブランド化事業、中之条マルシェ開催事業、中之条ガーデンズ運営管理事業、農業農村整備事業、小規模農村整備事業、林道開設改良事業、観光宣伝事業、ふるさと納税事業、プレミアムつき商品券発行事業補助金、四万温泉・奥四万湖期間限定バス運行などでござ

います。

第3点目の交流人口の増加では、先ほど申し上げた群馬デスティネーションキャンペーンの年でもあり、より多くの方々に中之条町を訪れていただくための施策に努めてまいります。

また、東京都港区、青山氏、岐阜県郡上市との交流をプロジェクトとして推進し、ほかにも議会と連携した中での交流対策事業や準町民制度による加入希望者に対し、町有施設割引利用や特産品等の特典を送ることにより、交流人口、さらには地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図ります。

そのほか、第20回となる伊参スタジオ映画祭、温泉郷クラフトシアター、スパトレイル〔四万t o 草津〕、まちなか5時間リレーマラソンの開催等のイベントを行い、交流人口の増加を図るとともに、ラムサール条約に登録された貴重な地域資源である芳ヶ平湿地群、国指定天然記念物のチャツボミゴケなどについて関係機関等と協議を進め、保存活用を図るとともに、PRに取り組んでまいります。

そのほか、都市部の意欲ある若者を受入れ、まちづくり全般の業務を行う地域おこし協力隊活動事業についても総務部門、農林業部門で受入れ、地域の活性化を図ります。

主な事業としては、都市等交流対策事業、チャツボミゴケ公園管理事業、地域おこし協力隊活動事業、伊参スタジオ映画祭事業、スパトレイル開催事業、中之条まちなか5時間リレーマラソンなどでございます。

次に、第4点目の健康の増進では、出産、育児から健康寿命の延伸まで町民が生涯を通じて健康に生活を送れることを目的として予防接種法に基づく定期予防接種の適切な実施と接種率の向上に努め、感染症の流行と重症化の防止対策を図るとともに、子供とお母さんの健康対策では、乳幼児健康診査事業においてきめ細かな健康診査と健康相談を実施いたします。

また、成人を対象とした健康教育、相談事業の実施、特定健診に合わせて一般健康診査をはじめ、各種検査、検診等を実施するなど、細やかな健康増進対策を図ります。

がん対策では、がん検診受診率向上対策委員会と連携をし、がん検診などの自己負担金については基本的には無料とし、がん予防への動機づけと受診勧奨により受診率向上を図ります。

主な事業としては、予防事業、乳幼児健康診査事業、がん検診事業などでございます。

第5点目の福祉の充実では、少子化対策、子育て支援、高齢者障害者支援など福祉サービスを積極的に展開し、健やかで生き生きとしたまちづくりに取り組みます。少子化対策子育て支援では、男女の出会いの場づくりを積極的に展開するほか、出産祝い金を第1子から支給し、また仕事を待つ保護者の子育てを支援するため、放課後児童対策事業等の充実を図ります。

また、幼児教育・保育が無償化による国、県の支援対象は、国は3歳以上児と3歳未満児の非課税世帯、県では第3子以降の3歳未満児とされておりますが、3歳未満児の第1子、第2子に係る保育料の軽減についても引き続き実施をし、支援を図ってまいります。障害者対策等への支援では、

地域活動支援センターの運営や日常生活用具給付事業、障害者自立支援給付事業を推進いたします。老人福祉では、明るく活力ある長寿社会を築くため、生きがいづくりを推進いたします。老人クラブ助成、慶朗会をはじめ、生活環境の整備として緊急通報、買い物支援バスの運行とともに、公共交通の総合的な見直しによる移動困難者対策についても移動困難タクシー助成事業の内容を一部拡充して引き続き実施をしております。

主な事業としては、移動困難者タクシー助成事業、子育て応援事業、不妊治療等費用助成事業、妊娠出産サポート事業、出産祝い金支給事業などを予定し、さらに総合戦略に掲げる①雇用の創出として、新規就農者定住支援事業、農産物ブランド化事業、木質バイオマス活用推進事業、チャレンジショップ出店支援事業。②といたしまして、地方の流れとして、ふるさと納税事業、都市等交流対策事業、中之条ピエンナーレ開催事業、チャッボミゴケ公園管理事業、旧太子駅運営管理事業、ふるさと移住・定住促進事業。③といたしまして、子育て環境づくりでは、マリッジサポート事業、不妊治療等費用助成事業、英語力向上支援事業、青少年対策事業。④として、地域づくりでは、公共交通対策事業、防災対策事業、歴史と民俗の博物館企画展事業、公共施設総合マネジメント事業、橋梁長寿命化修繕計画事業などを実施いたします。

また、重点施策以外にも防犯カメラの設置、3年目となる防災行政無線デジタル化に向けた更新工事費、役場庁舎耐震補強等、六合支所庁舎木質バイオマスボイラー事業、地方道路交付金事業、消防ポンプ自動車購入事業に係る経費などを予定させていただきました。

最後に、まちづくりビジョンの重点目標、第6点目の財政の健全化でございます。中之条町の財政状況は、財政健全化判断比率等の各種財政指標においては健全性を保っているところでありますが、歳出面では今後扶助費等の社会保障関係経費や繰出金等の経常的経費の増加は避けられず、また公共施設の老朽化対策、新年度予算の中でも施設改修について計上させていただいておりますが、さらなる対応も必要となり、厳しい見通しとならざるを得ない状況でございます。これに対処するため、今後一層の行財政改革を推進する中で統一的な基準に基づく財務書類等の作成、公共施設等総合管理計画の推進により、健全財政の確立と透明性、公平性の確保を目指していきます。

以上、重点施策を中心に令和2年度に予定している事業の概要を説明させていただきました。豊かな自然、誇れる伝統文化、歴史、先人が築かれたふるさとをこれからの人口減少時代を生き残り、次世代へ引き継いでいくために職員とともに一丸となって英知を結集し、議員各位及び町民の皆様のご協力をいただきながら心豊かなふるさとの建設に取り組むたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第2号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

令和2年度の予算額は、国保の保険給付費が増加傾向で推移している状況を踏まえて、前年度比で1億円増の歳入歳出それぞれ22億円とするものでございます。

歳入では、3款県支出金により保険給付費が全額交付される保険給付費交付金のほか、5款保険

基盤安定繰入金等を計上させていただきました。

歳出では、実績等を踏まえた２款保険給付費と、この保険給付費等を賄うために県へ納付する３款国民健康保険事業納付金を計上いたしました。

また、市町村で実施する５款保険事業費では、特定検診やデータヘルス事業の所要額をお願いし、被保険者の健康増進や疾病予防を引き続き積極的に行います。

最後に、本予算につきましては、去る２月25日に国民健康保険運営協議会を開催し、ご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第３号 令和２年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、群馬県後期高齢者医療広域連合により運営がされており、町は保険料の徴収や申請などの窓口業務を行うこととなっております。このようなことから、歳入では保険料の徴収額を見込み、歳出では徴収した保険料を広域連合へ納付するというものでございます。令和２年度の予算額は、歳入歳出それぞれ前年度と同じく２億4,400万円とするものでございます。

歳入では、保険料及び保険料軽減分の保険基盤安定繰入金等を見込み、歳出では広域連合納付金として保険料及び保険基盤安定負担金を納付するというものでございます。

次に、議案第４号 令和２年度中之条町介護保険特別会計予算について申し上げます。

令和２年度は、中之条町第７期介護保険事業計画の３か年の最終年度となります。介護予防を推進するとともに、認知症や地域体制づくり、医療と介護の連携などの地域包括ケア関連の事業展開をしてまいります。また、高齢者が安心して暮らせるようなまちづくりを目指して中之条町高齢者福祉計画、第８期介護保険事業計画の策定を行います。保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ0.05%減の19億8,600万円、介護サービス事業勘定では10%の増の1,100万円とするものでございます。

歳入では、保険料について平成30年度から令和２年度までの３年間の事業計画期間は、標準保険料を月額5,200円として計上しております。支払基金交付金、国、県支出金、繰入金は、それぞれの負担割合で計上をいたしました。

歳出では、２款保険給付費においては居宅介護サービス給付費が減り、施設介護サービス費が伸びていることから、居宅介護サービス給付費を前年度対比9.73%減額し、施設介護サービス費を5.33%増額をいたしました。

最後に、本予算につきましては、去る２月25日に介護保険運営審議会を開催し、ご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第５号 令和２年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について申し上げます。

四万へき地診療所は、四万温泉並びに周辺地域の皆様及び来訪者の皆様への医療サービスの提供と在宅医療への積極的な取組などにより、地域のみなさんが安心して暮らせるよう努めております。

令和２年度の予算でございますが、歳入歳出それぞれ6,480万円とするものでございます。対前年では、620万円の減額でございます。

歳入では、１款診療収入では人口減少などに伴う患者数の減少による診療報酬等の収入見込額の減額、３款県支出金において備品購入に対するへき地診療所施設設備整備費補助金を計上させていただきました。

歳出では、２款１項医業費においてへき地診療所建設事業の終了と10節需用費の医療材料費を実績に応じて減額となっております。また、17節備品購入費では、ハンディータイプの超音波画像診断装置の購入をお願いしたものでございます。

次に、議案第６号 令和２年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について申し上げます。

令和２年度の予算額は、前年比で1,570万円増の歳入歳出それぞれ６億4,170万円とするものでございます。

歳入では、入所者及び通所サービス利用者の確保に努め、安定した介護報酬を得るためにさらなる情報収集と関連する施設との連携及び施設区分の上位区分への移行に向けて取り組んでまいります。また、施設を利用する方への安心安全なサービスを提供するための施設修繕や備品の更新及び施設運営のために財源として繰入金を見込ませていただきました。

歳出では、引き続き経常経費の抑制に努めるとともに、利用者を第一に考え、より質の高いサービスの提供とりハビリテーションの充実により利用者の在宅での生活の維持や復帰を支えるために必要となる経費を計上させていただきました。

なお、本予算につきましては、去る２月18日に中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘運営協議会を開催し、ご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第７号 令和２年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

六合地区の簡易水道につきましては、安全で良質な水を安定的に供給できるよう施設の管理を行うもので、歳入歳出それぞれ6,750万円とするものでございます。対前年では、1,850万円の減額でございます。主な財源といたしましては、使用料2,370万1,000円、一般会計からの繰入金4,050万円を充てるものでございます。

歳出の主な内容ですが、総務費では人件費及び簡易水道の維持管理に要する費用などを計上し、4,017万1,000円を計上させていただきました。事業費につきましては、南部簡易水道の配水管老朽化に伴う配水管の更新工事費等で1,540万円を計上させていただきました。公債費につきましても874万7,000円とし、簡易水道事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

次に、議案第８号 令和２年度中之条町下水道事業特別会計予算について申し上げます。

下水道事業としましては、清潔で快適な生活環境の確保と河川などの水質保全を目的として管路や施設などの維持管理に努めております。令和２年度につきましては、前年比102.5％で歳入歳出

予算の総額を 5 億 5,050 万円とするものでございます。主な財源といたしましては、使用料 1 億 5,716 万 9,000 円、他会計繰入金 2 億 8,600 万円、町債 8,900 万円などを充てるものでございます。

次に、歳出の内容ですが、下水道費は総額を 1 億 9,299 万 3,000 円とし、このうち公共下水道費では令和 6 年度からの公営企業会計へ移行していくための業務委託料、中之条処理区の管理費及び改築更新事業などを計上し、1 億 3,038 万 5,000 円をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道費では、四万・沢渡処理区、横尾地区の管理費用及び四万処理区改築更新事業などを計上し、6,260 万 8,000 円をお願いするものでございます。公債費につきましては 3 億 5,473 万 6,000 円とし、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

次に、議案第 9 号 令和 2 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

農業集落排水事業及び個別合併処理浄化槽管理事業等につきましても、下水道と同様清潔で快適な生活環境の確保と河川などの水質保全を図っているところでございます。令和 2 年度も引き続き下沢渡地区ほか 3 地区の農業集落排水施設と町が設置した合併処理浄化槽を適切に管理するもので、歳入歳出予算の総額を 3 億 4,900 万円とするものでございます。主な財源といたしましては、使用料 4,001 万 6,000 円、他会計繰入金 2 億 3,249 万 1,000 円、町債 6,920 万円などを充てるものでございます。

次に、歳出の主な内容ですが、農業集落排水費では 4 地区の管理費として 7,738 万 9,000 円を計上し、下水道事業と同様に公共企業会計へ移行するための業務委託、下沢渡地区の管路台帳整備業務委託及び折田・山田地区では引き続き管渠清掃を予定しております。個別排水費では、町が設置した合併処理浄化槽管理費として 1,046 万 4,000 円をお願いするものでございます。公債費につきましては、2 億 5,475 万 7,000 円とし、農業集落排水施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

次に、議案第 10 号 令和 2 年度中之条町発電事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、太陽光発電施設 3 か所、小水力発電施設 1 か所の施設管理と売電による経理などを行うもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 9,300 万円とするものでございます。

歳入では、その大半を占める売電収入のほか、3 つの太陽光発電所のパワーコンディショナーのメンテナンス費用に係る発電基金からの繰入金及び繰越金などを計上させていただきました。

歳出では、太陽光発電事業費において発電保証料、発電施設の管理委託料やリース料、一般会計の繰出金などを計上し、小水力発電事業費では発電施設の維持管理費、ガーデンズほか農業 3 施設の電気代として一般会計及び農業集落排水特別会計への繰出金などを見込ませていただいております。また、撤去費用等に係る経費につきましては、計画的に発電基金への積立金を計上させていただきました。

次に、議案第 11 号 令和 2 年度中之条町自動車教習所事業会計予算について申し上げます。

教習所事業は、少子化による同業他社との競合が激しさを増し、厳しい状況にあります。

予算、第2条の業務の予定量は、年間入所人員を340人と設定し、この目標に向けて努力することといたしました。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、事業収益1億1,558万8,000円、事業費1億1,373万円といたしました。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入はなく、支出は固定資産購入費と予備費を計上いたしました。

なお、支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、第6条の他会計からの補助金といたしまして、デマンド運営補助金を750万円計上いたしました。

以上、概要を申し上げましたが、本予算につきましては去る2月21日、自動車教習所運営委員会に諮り、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第12号 令和2年度中之条町上水道事業会計予算について申し上げます。

水道は、生活に必要不可欠なライフラインであり、安全で安心できる水道水を安定的に供給できるよう適切な施設の整備と維持管理に努めております。近年の水道事業は、給水人口の減少や節水器具の普及などにより水の需要が年々減少傾向になっております。

まず、業務予定量を申し上げますと、年間給水量は前年比98.6%の131万4,000立方メートルを見込んでおります。

建設改良費につきましては、横尾地内老朽管布設替え工事ほか3工事を予定しております。

水道事業収益は、2億6,624万7,000円、水道事業費用は2億3,897万4,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出であります。工事負担金などの収入は見込めませんが、設備投資は必要不可欠であることから、支出の総額を1億2,330万8,000円とし、建設改良費は7,300万円、企業債償還金は4,530万8,000円を予定しております。

収入支出において不足する額1億2,330万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額663万6,000円、損益勘定留保資金1億697万6,000円及び建設改良積立金969万6,000円で補填するものでございます。

次に、議案第13号 令和2年度中之条町簡易水道事業会計予算について申し上げます。

簡易水道事業は、施設が8か所あり、小規模ゆえに維持管理の難しさがありますが、生活に必要不可欠なライフラインとして安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう適切な施設の整備と管理に努めております。

まず、業務予定量を申し上げますと、年間給水量は前年比93.9%の58万800立方メートルを見込んでおります。

次に、建設改良費につきましては、岩本簡易水道老朽管布設替え工事ほか4工事を予定しており

ます。

水道事業収益は1億2,512万5,000円、水道事業費用は1億3,251万4,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では一般会計からの起債償還金に対する出資金及び建設改良工事に対する建設補助金などを見込み、総額3,599万4,000円を予定しております。

また、支出では総額1億1,343万9,000円とし、建設改良費は6,700万円、企業債償還金は4,143万9,000円を予定しております。

収入支出において不足する額7,744万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額281万9,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金の合計7,237万3,000円及び建設改良積立金225万3,000円で補填するものでございます。

以上を申し上げ、議案第1号から議案第13号までの提案説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は、10時55分とさせていただきます。

（休憩 自午前10時42分 至午前10時55分）

○議長（山本隆雄）再開します。

これより補足説明を求めます。

最初に、一般会計予算総体的事項と歳入について説明を求めます。総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、歳出に移りますが、1款議会費からページを追って、担当課長から補足説明をお願いします。

1款議会費について、議会事務局長

（第1款について、議会事務局長補足説明）

（第2款について、総務課長補足説明）

（第2款について、企画政策課長補足説明）

（第2款について、会計課長補足説明）

（第2款について、総務課長補足説明）

（第2款について、企画政策課長補足説明）

（第2款について、住民福祉課長補足説明）

（第2款について、企画政策課長補足説明）

（第2款について、六合振興課長補足説明）

（第2款について、生涯学習課長補足説明）

（第2款について、総務課長補足説明）

（第2款について、観光商工課長補足説明）

(第2款について、総務課長補足説明)

(第2款について、税務課長補足説明)

(第2款について、住民福祉課長補足説明)

(第2款について、総務課長補足説明)

(第2款について、企画政策課長補足説明)

(第2款について、監査事務局長補足説明)

○議長(山本隆雄) 補足の説明の途中ですが、暫時休憩とさせていただきます。再開は午後1時といたします。

(休憩 自午前11時55分 至午後1時00分)

○議長(山本隆雄) 再開します。

3款民生費、住民福祉課長

(第3款について、住民福祉課長補足説明)

(第3款について、六合振興課長補足説明)

(第3款について、住民福祉課長補足説明)

(第3款について、こども未来課長補足説明)

(第3款について、住民福祉課長補足説明)

(第3款について、こども未来課長補足説明)

(第3款について、住民福祉課長補足説明)

(第4款について、保健環境課長補足説明)

(第5款について、観光商工課長補足説明)

(第6款について、農林課長補足説明)

(第6款について、六合振興課長補足説明)

(第7款について、観光商工課長補足説明)

(第7款について、六合振興課長補足説明)

(第7款について、観光商工課長補足説明)

(第7款について、六合振興課長補足説明)

(第7款について、観光商工課長補足説明)

(第7款について、企画政策課長補足説明)

(第8款について、建設課長補足説明)

(第9款について、総務課長補足説明)

(第10款について、こども未来課長補足説明)

(第10款について、生涯学習課長補足説明)

(第10款について、住民福祉課長補足説明)

(第10款について、生涯学習課長補足説明)

(第10款について、こども未来課長補足説明)

(第11款について、農林課長補足説明)

(第12款から第14款について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 説明の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は、午後2時20分とします。

(休憩 自午後2時10分 至午後2時20分)

○議長(山本隆雄) 第2号から第4号、住民福祉課長

(議案第2号から議案第4号について、住民福祉課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第5号、保健環境課長

(議案第5号について、保健環境課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第6号、住民福祉課長

(議案第6号について、住民福祉課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第7号、六合振興課長

(議案第7号について、六合振興課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第8号、第9号、上下水道課長

(議案第8号及び第9号について、上下水道課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第10号、企画政策課長

(議案第10号について、企画財政課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第11号、自動車教習所長

(議案第11号について、自動車教習所長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第12号、第13号、上下水道課長

(議案第12号及び第13号について、上下水道課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 以上で補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第1号から第13号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について

◎ 議案第15号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎ 議案第16号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

◎ 議案第17号 中之条町職員定数条例の一部改正について

◎ 議案第18号 中之条町消防団条例の一部改正について

- ◎ 議案第 19 号 中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例制定について
- ◎ 議案第 20 号 中之条町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について
- ◎ 議案第 21 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◎ 議案第 22 号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第 23 号 四万へき地診療所使用料手数料条例の一部改正について
- ◎ 議案第 24 号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第 25 号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第 4、議案第14号から第25号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第14号から議案第25号につきまして提案説明の説明を申し上げます。

まず、議案第14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の給与額について現在の経済情勢や町の財政状況、また県内町村の本町との人口規模が類似している団体の状況等を総合的に判断し、昨年2月26日に開催された特別職報酬等審議会においてご審議いただき、答申をいただいた引下げ額と同様でございますが、私の町長としての任期が満了する令和4年11月29日までの間に限り給料額の引下げを提案させていただくものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

次に、議案第15号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

会計年度任用職員制度に伴い、地方公務員法に掲げる非常勤の特別職は、専門的な知識、または識見を有する者が就く職であって、当該知識経験または執権に基づき、助言、調査、診断等の事務を行うものに限定されたため、当該条例に規定されている職について整理させていただくものでございます。

また、公平委員会が本年4月1日から総合事務組合の共同処理になるため、併せて条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第16号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について申し上げます。

会計年度任用職員についても地方公務員法上、常勤職員同様に信用失墜の禁止等の服務規律が適用となり、服務の宣誓についても同様に適正な措置が必要となります。宣誓については、会計年度任用職員の人数等を考慮すると別段の取り扱いができるよう規定を整理し、適正な方法による対応を可能とするため、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第17号 中之条町職員定数条例の一部改正について申し上げます。

本年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置することに伴い、中之条町公平委員会の職員定数を削除するもので、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第18号 中之条町消防団条例の一部を改正について申し上げます。

消防団員の費用弁償につきまして、水火災の場合、1回につき1,800円から2,500円に、その他の場合、1回につき1,600円から2,000円に引上げ、また成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の一部改正により、関係部分の一部改正をお願いするものでございます。

消防団員の費用弁償額につきましては、本年1月26日開催の中之条町消防委員会でもご審議をいただき、改正が相当である旨の答申をいただいております。

次に、議案第19号 中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例制定について申し上げます。

平成31年3月より運用を開始しております移住体験住宅につきまして、公の施設として管理運営していくことから、地方自治法第244条の2の規定に基づき中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。移住を検討されている移住希望者が一定期間滞在され、中之条町での生活を体験していただく施設でございます。

次に、議案第20号 中之条町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について申し上げます。

本条例は、町に対する申請や届出、その他の行政手続につきまして書面によることに加え、電子情報処理組織の使用や、その他の情報通信の技術を利用する方法によることを可能とするものでありまして、町民の利便性の向上を図り、行政運営の簡素化や効率化を進めていきたいものでございます。

続きまして、議案第21号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、刑事施設等に収容されている被保険者に対する国保税減免について国保の都道府県化に伴い、群馬県内で統一する遡及減免の規定と災害等による減免の規定を整備するものでございます。

なお、本条例につきましては、去る2月25日に国民健康保険運営協議会を開催し、ご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第22号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

児童福祉法第34条の8の2による厚生労働省放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業者に配置が義務づけられている放課後児童支援員の資格研修実施者の要件を改正するものであります。具体的にはこれまで都道府県知事に限られて

いた放課後児童支援員の資格研修の実施者を政令指定都市の長にも拡大し、学童保育所にとって必要な有資格者の人材確保を図るものでございます。

続きまして、議案第23号 四万へき地診療所使用料手数料条例の一部改正について申し上げます。

四万へき地診療所使用料手数料条例第2条使用料、手数料の額の別表中の学校伝染病治癒証明書の学校伝染病の表記について、学校保健安全法の改正に合わせて学校感染症と改められていたことに準じ、学校感染症等治癒証明書と改め、また同表に消費税等相当額を別途加算することを加えるものでございます。

次に、議案第24号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について申し上げます。

本条例につきましては、県の指導により平成15年度からの1年間に限った借換えの暫定措置の延長に伴い毎年一部改正をお願いしてきたところでございますが、今回も引き続き1年間延長する旨の指導が県よりありましたので、条例の改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第25号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

中之条町農業公園は、平成28年度より4年間かけて全面的な改修を行ってまいりました。そして、皆様のご協力により、今年度で大きな工事はほぼ終了することとなりましたので、条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容は、改修によって定義する施設に変更が生じたので、施設の名称変更を行うものでございます。

また、併せて施設の使用料を営利目的、非営利目的の別に適正に再設定を行いたいものでございます。

以上を申し上げ、議案第14号から議案第25号までの提案説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご議決賜りますようによろしく願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりましたので、補足の説明を求めます。

議案第14号から18号、総務課長

（議案第14号から第18号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第19号、20号、企画政策課長

（議案第19号及び第20号について、企画政策課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第21、22号、住民福祉課長

（議案第21号及び第22号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第23号、保健環境課長

（議案第23号について、保健環境課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第24号、観光商工課長

（議案第24号について、観光商工課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第25号、農林課長

（議案第25号について、農林課長補足説明）

○議長（山本隆雄）以上で補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第14号から25号につきましても審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第26号 監査委員の選任について

○議長（山本隆雄）日程第5、議案第26号 監査委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第26号 監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

中之条町監査委員山本恒夫氏は、3月31日をもって任期満了になります。氏は、平成28年4月1日から監査委員としてご活躍中であります。氏を引き続き監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をいただきたくお願いをするものでございます。

○議長（山本隆雄）提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第26号 監査委員の選任について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 請願第1号、請願第2号、陳情第1号

○議長（山本隆雄）日程第6、請願第1号、第2号及び陳情第1号を議題とします。

最初に、請願陳情文書表を朗読させます。局長

(請願陳情文書表について、事務局長朗読)

○議長(山本隆雄) ただいま朗読しました請願について紹介議員から紹介をお願いします。

請願第1号、第2号について山田みどりさん、ご登壇願います。

1番、山田さん

○1番(山田みどり) 請願第1号に対して、紹介議員として補足説明をさせていただきます。

全日本年金者組合から出された請願について、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願。

マクロ経済スライドによって年金の支給が減額され、厳しい生活状況の中、安倍政権の下で2度にわたって消費税の増税でさらなる追い打ちをかけられ、生活の困窮を訴える人が多くいます。昨年、金融庁から老後20,000万円必要という発表があり、将来の年金に不安を感じ、払ってもらえないかもしれない、一体いつまで働かなければならないのか、そうした声が上がっています。無年金者が生まれる現状は国の責任でもあります。

この請願は、過去、皆さんに採択していただいたものの趣旨採択となっています。高齢者の厳しい生活状況をご理解いただき、憲法25条「すべての国民が健康で文化的な生活」が保障されますよう、採択をお願いします。

続きまして、請願第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願について説明をいたします。

年金支給が隔月支給になって30年経過しますが、その間何度も隔月は生活状況に見合わないと訴えてまいりました。生活のほとんどが毎月の支払いになっているのに、なぜ年金のみが隔月なのか。一部には、年金支給を毎月にしたら手数料がかかると、そう言う指摘する声もありますが、多くの方が毎月給与を、皆さんもご一緒だと思いますけれども、毎月給与を受け取っています。これが手数料が発生しているから、皆さんの給料も隔月でと言われたらどうでしょうか。なぜ年金だけが隔月かという根拠にはならないのではないのでしょうか。

年金は高齢者にとって命綱です。この2つの請願を採択していただきますようお願いいたします。

○議長(山本隆雄) 会議規則第92条によりただいま朗読したとおり、請願第1号、第2号及び陳情第1号を文教民生常任委員会に付託します。

○

○議長(山本隆雄) 以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

ここで休会日についてお諮りします。

3月5日から17日まで、議案調査、委員会審査のため休会したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、３月５日から17日まで休会することに決定しました。

３月18日は、定刻の午前９時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（散会 午後３時３０分）

招集年月日 (会議)	令和2年3月18日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和2年3月18日 午前9時30分						
	散会	令和2年3月18日 午後3時08分						
応招ならびに 応招 15名 不應招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		8番 唐沢 清治	9番 安原 賢一			10番 小栗 芳雄		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志	書記		山本 誠	
		議事書記		田村 深雪	書記		関 侑介	
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(3 月 1 8 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

第 1 総括質問

○ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 3 月定例会議も本日で 2 日目となりました。休会中にはそれぞれの委員会で議案の審査、所管事務調査等、精力的に活動いただきありがとうございました。新型コロナウイルス感染症対策として、定例会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可いたします。つきまして、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用についてご協力をお願いいたします。また、感染症対策として換気を行うことが重要ですので、1 時間に 5 分程度の換気を行います。ご承知ください。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。傍聴者につきまちは映り込まないよう配慮していますが、傍聴者席から身を乗り出したり、傍聴者の声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

- 議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 2 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 2 年度中之条町介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 2 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 2 年度中之条町下水道事業特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 2 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 2 年度中之条町発電事業特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 2 年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- 議案第 12 号 令和 2 年度中之条町上水道事業会計予算
- 議案第 13 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業会計予算

- ◎ 議案第14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第15号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第16号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第17号 中之条町職員定数条例の一部改正について
- ◎ 議案第18号 中之条町消防団条例の一部改正について
- ◎ 議案第19号 中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例制定について
- ◎ 議案第20号 中之条町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について
- ◎ 議案第21号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◎ 議案第22号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第23号 四万へき地診療所使用料手数料条例の一部改正について
- ◎ 議案第24号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第25号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第1、議案第1号から第25号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、3月4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

質疑は総括質疑とします。中之条町議会基本条例第6条に規定する本会議における質疑、質問は論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、あらかじめ承知をお願いします。また、基本条例第6条第2項において、議員の質問に対し議長の許可を得て、論点または争点を明確にするために反問することができることとされています。よりよい町づくりを目指し、議員は効率のよい質疑と、執行部は明快な回答をいただきますようお願いします。

質疑のある方は挙手していただき、議長が指名しますので、各議員ごと最初の質疑については登壇して行い、次の質疑、再質問については質問席で行います。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

質疑が各課にわたると考えられますが、指名後、答弁まで含めた時間で質疑者は1人60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目が残りの5分、3回目が残りの1分です。

それでは、質疑を願います。

1番、山田みどりさん、ご登壇願います。

○1番（山田みどり）3月議会にあたって、申し出のとおり総括質疑を行います。

今、新型コロナウイルスが世界的に蔓延していて、群馬県内でも感染者が確認され、この町内でも3日から休校措置が取られたり、イベント自粛など町民の皆様には大きな不安などを感じていら

っしゃる方も多いと思います。議会の一員としまして、また適切に対応して、皆様の不安に寄り添いながら議会に努めていきたいと思っております。

それでは、総括質疑に移ります。私は、中之条ガーデンズについて、そして、会計年度任用職員についての2つの項目で質問をさせていただきます。中之条ガーデンズについて、昨年6月に私の一般質問でもお聞きしましたが、今後の計画で新たに始まる事業内容について、今後の運営についてお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

それでは、山田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。中之条ガーデンズの運営等でございますけれども、来年度予算に特徴的なものについてお話を、まず私のほうからさせていただきたいと思っております。ご承知のとおり、この中之条ガーデンズは平成28年度より全面的な改修を進めてまいりました。そして、今年で4年目、整備が終了するということでございます。こういうことになっても予算が減らないということのご指摘もあるかなというふうに思っておりますけれども、中之条ガーデンズにおきましては、令和3年度から入場料を頂くための整備を来年度実施してまいりたいというふうに思っております。その準備の内容でございますけれども、チケット販売の設備、あるいは施設周辺の7か所のゲートの設置、また入り口と出口、これを別々にするということで今ある売店の中を通過して出いただくというような通路の改修、こういったものを令和2年度、実施してまいりたいということでございます。そして、大勢のみなさんが来ていただく。そしてその準備、そしてPR、そういったものを令和2年の大きな目玉として実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）4年間の改修工事を行って施設の整備をされてきて、これから有料化に向けての整備が始まるということでした。4年間で終了するのではないかと考えていたのが、まだまだこれから整備がずっと続くということなのですけれども、今回の全体ガーデンズについての予算は2億1,953万8,000円とかなり大きいです。これ昨年よりも1,000万円増やしています。計上された予算の中に業務委託がかなり多いのですけれども、もこの業務委託についての内容の説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）事務的な問題でありますので、農林課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）業務委託内容についてお答えをさせていただきます。

有料化に向けて整備を進めてきました。そして、それがあと1年かけてお客様にお金を払っていただく、そのレベルに維持管理をするための専門的な管理業の委託費、これが新たに新設もされま

す。一例を挙げますと、中に芝生が占める面積、大変広い芝生がございます。芝とかも素人が管理、あれだけの面積をするのは、きれいな管理がなかなかできないと思われますので、専門的な方に管理をお願いしたい、そのように考えております。また、以前からもバラとか、こちらのほうは専門の方の管理指導をいただいております。そのほかにも実際有料化に向けてなのですが、ちょっとすいません、あと園内を今度はお客様が楽しみながら歩けるような案内を中にサイン類の整備を行います、それも中に数十か所は、大体50か所超になるかと思いますが、そのようなサイン類の作成、そういうものも必要になります。それと、あとは園に入る外にですとか、大きな案内用の看板、園内マップだとか、そういうのも中と外といろんなところに整備をする予定でございます。それと、今までは職員が管理のほうを考えて、いろいろこういう植え替えをしようとか、先生の指導もありましたけれども、それを今度は一流のガーデナーというのですけれども、こういう庭園を管理する専門の方、こういう方を委託しまして業務委託でガーデナーを頼みます。その方の指示で中の作業班の方がいろいろな作業をする、そのようなことを行うことが主な業務委託の内容になっております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） 委託業務では地元業者というのが僅かしかなくて、後は塚本さんはじめ町外の業者の方ということですから、今後地元業者がこれから委託でお願いするということはあるですか。

○議長（山本隆雄） 農林課長

○農林課長（安原 明） 町内の業者が少ないわけではございません。芝の管理とかそういうのも町内業者でございますし、実際ガーデナーを頼むと言いましても、ガーデナーこれ移住してきます。中之条町に住所を移して、よその庭園とかでも実際実績のある方。かなりハイレベルの方も頼みました。その方が中之条町にも移住してきますので、町内業者と言えます。また、園内に今植え込んであります食べられるバラのコーナー、農園エリアの中に食べられるバラとかもあります。そういうものの管理とかも地元の業者、そういう方にお願いするようになっていきますので、町内が少ないということではないです。町外の方も結構いますけれども、それは町内も一定割合以上あります。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） 町内の業務委託の方もいるということで、今先ほど農林課長がおっしゃいました、移住者につながったというふうに、ガーデナーの方が移り住んでいただいて、移住者につながったということで、これ大変いいことでもあるかもしれないのですが、これは町がお願いして、かも1年間給与保障して来ていただくということですね。このガーデナーの方の委託というのが園内管理指導業務委託料として計上されていて、この600万というのはほぼ給料ということではないのでしょうか。

○議長（山本隆雄） 農林課長

○農林課長（安原 明）この600万円は、1.5人区を考えております。量的に1人ではやっぱり足りないという、指導だけではなくて実際この方も作業もします。そういうことで、1.5人区を想定した金額で、その方は移住される方ご夫婦なのですけれども、どちらもあしかがフラワーパークの職員であったり、その後も園芸関係、またそういうところで活躍している方でございますので、もう即戦力の方の1.5人分でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）その方はご夫婦で来られるといっても、一応法人とか個人事業主という形で契約を結ばれていると思います。ですから、ご夫婦でやるといっても、そうすると個人事業主で法人の方と契約結んで委託という、600万というとなんか少ないような、でも個人に払うとすると多いような、何かちょっと不思議なこの600万という数字ですけれども、この方の個人事業主としての事業実態、ちょっと説明していただけますか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）事業実態というのは、こちらで仕事をする内容がどの程度の量になるかですか。今現在のということよろしいでしょうか。

○1番（山田みどり）過去法人として事業実態がいままであったかどうか。

○農林課長（安原 明）法人としての登記はございませんで、今現在はお勤めです。今浜松フラワーパークの職員でございます。そちらのほうを退社して、こちらに来ると。最初は職員採用をしたかったわけですが、本人の希望もありまして、町の職員にはならないでいろいろ活躍の可能性を残したいということでございますので、業務のほうの委託させていただくという形をとらせていただきました。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）委託業務これまで塚本さんの会社がしていて、それぞれガーデナーの方が入っていただいたら給与として塚本さんの会社が出ていたのかなと思うのですけれども、今は個人事業主として塚本さん以外にたくさんのガーデナーの方がそれぞれに委託契約をしているという状況ですけれども、こうやって個人事業主ですよということで、こういう形をとれば自由に契約できるということにはなりませんか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）自由にという意味がちょっとよく分からないのですが、すみません、もうちょっと丁寧にお願いします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）自由にというのはないのですけれども、今まで法人としての事業実績がなくて、塚本さんが連れてこられて、では個人事業主でやりますというような、何かそういう自由な形で契約を結んでいるように私はちょっと感じたので、そこのとこちょっと質問したのですけれども。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）塚本さんが当然信頼をおける管理指導ができるという方ではございますが、吉谷佳子さんというほかの庭園のほうに絡んでいる、吉谷佳子さんの業務もふだんからこの方がサポートしている、そういう実績をもう持っている方でございますので、ほかの先生方からの信頼も厚いし、ガーデナーとしての評価も高い方でございます。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）中之条ガーデンズというのは、2016年から改修工事が始まったわけですがけれども、私ちょっといろんなものを調べている中で、吉谷佳子さんのブログをちょっと見つけて、2015年4月15日のブログの中に、「これが去年の7月に下見に行ったときの様子です。これを見たときは無理だと思いました。あもう、用事を思い出したので、帰りますと言いたかった。できませんと言うべきか、やりたいというモチベーションがないままに進める仕事もうまくいくのかどうか。最初にお願いしたこと。確実な土壌改良。まずは土壌と周囲の整備を約束してくださり、青いネットも会期中は撤収していただくことなどなど。そこにバイオゴールド元肥、有機肥料を半年かけて土の改良を。多くの方が協力してくださり、去年の秋に植えて、そして今があります。」と、こういう記述があるのですけれども、とにかく最初から前途多難だったわけです、このガーデンズの運営というのが。こうした専門家が悩むような大変なところから推し進めてきたわけですがけれども、町長選挙では中之条ガーデンズが争点となり、町民の半数の方が見直しをしたほうがいいのではないかと、不安だという声が上がっていました。そうした声に耳を傾けずに今至るわけですがけれども、選挙の際、町長は耳に痛いことも聞いてと、そうおっしゃっていました。聞く耳はどこにいったのでしょうか。町長、率直に今どう思われているかちょっとお答えください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）塚本先生と吉谷先生の話が出ておりましたけれども、塚本先生も最初あそこに来たときに、ええ、私はここをやるのという印象を持ったということでございますけれども、今ではこんなにすばらしい園ができて、本当に私の最後の仕事だわというようなことも言っているぐらい、大きく見違えるような、そんな施設になったということでございます。恐らく吉谷先生もそういうふうに考えているかなというふうに思っております。

そして、選挙の争点になったということでございますけれども、私は争点になったというふうには思っておりません。いいものをつくる、人が寄れるところをつくるというその拠点をつくりたいということで、みなさんに主張してきたわけでございます。今の中之条町を見てもお金をかけたところ、そこしか人は寄っておりません。具体的に言うと、T s u m u j i とか、道の駅とか、そういったところ、そして温泉街はもちろんでございますけれども、そういった整備されたところ以外は観光客は来ていないという状況でございます。そして、この中之条町は四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷、いい温泉がいっぱいあるわけございまして、そこに年間30万人以上の方が来ていると

ということで、このお客さんが次の観光の場所がないということでございます。こういう方たちを回遊させて、そして少しでもお金を落としていただく。そして、経済を回していくと、こういった拠点にしたいということで訴えてきたわけでございます。聞く耳を持たないということではございません。いろんな意見を聞かせていただいたし、議員のみなさんにもいろいろご指導いただいて、予算をつけていただいてここまで来たということでございますので、ここまで来て大成功におさめなければいけないということで、今回課の設置とか、設置をさせていただいて、力を入れてこれを売っていきたいということで、1年かけてその素地をつくっていきたいということで実施をしているわけでございますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）次の質問のところへ入りますけれども、4月から今度新しい課の設置がされますけれども、花のまちづくり課、これについて質問に移らせていただきます。この課には何人ほどの職員の構成になるのか、現時点で詳しい数字が分からないかもしれないですけれども、課の設置のことを進めた町長はある程度の構想があるかなと思いますので、ちょっとお答えください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）現在の花のまちづくり推進室でございますけれども、正規職員は3人、プラス任期付職員というのがいまして、職員は4名体制でございます。これに作業に従事していただく方が二十数名いらっしゃると思いますけれども、こういった人たちのおかげで現在があるわけでございます。そして、有料化に向けてなおきれいな園にしていかなければならないということで、さらに職員を充実する必要があるかなというふうに思ひまして、課の設置について2月の臨時議会でご同意をいただいたということでございまして、これに向かって今人事のほうを進めているところでございます。多少この人数より充実した課にしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）課の設置で職員の充実ということだったのですけれども、これ職員が異動ということで、ほかの課への人員に影響はないのでしょうか。また、パートタイム職員とかフルタイムの職員、会計年度任用職員などの募集についてはあるのかどうか、聞かせください。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）パートタイムの職員を25名程度、ただフル勤務の職員が全てではなく、3時間とか4時間とか短時間の職員も含めて、25名程度を今年度は雇用を予定しております。有料化に向けてチケットの販売係とか、そういう担当をされる方というのは年度の当初からというよりは、どちらかというと後半からというような方で、準備を進めながら順次必要な人数を募集をさせていただきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1 番（山田みどり）パートタイム職員のことは分かりましたけれども、ほかの課から移ってきて人員が不足するという事態は陥らないということによろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）職員全体の中で回しますので、今必要な人数を割り出して、その中から割り振りをしておりますので、どこが犠牲になるとか、そういうことにはならないというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）花のまちづくり課の設置の議案の際に、町長はスピード感を持つためにこの課が必要なのだとおっしゃいました。具体的な業務、花のまちづくり課の業務、今の推進室とどのような内容かなと思うのですけれども、もちっと説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）花のまちづくり課の担当する業務内容についてお答え申し上げます。

花をテーマに交流人口の増加を図り、地域の経済の活性化を図ることがこの課の大きな目的でございます。花を育てて飾ることを通して、人づくり、また地域のコミュニティづくり、それを進めていくことが花のまちづくりと考えております。具体的な担当業務は、お配りしてございます議案第1号 中之条町一般会計予算書の126ページ、6款農林水産業費、1項農業費、美野原農業公園構想事業のうちの景観形成、交流事業費、この美野原農業公園構想の一部と、133ページから139ページまでの10目花のまちづくり費の事業全てとなっております。具体的な事業は、一般行政経費、花のまちづくり事務費、中之条山の上庭園運営管理事業、中之条ガーデンズ運営管理事業、地域おこし協力隊活動事業、花の街づくり推進及び花街道整備事業、以上が担当する事業でございます。また、以前教育委員会で担当しておりました花いっぱいコンクールと花いっぱい運動の補助金、こちらも花のまちづくり課が担当するようになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）この課の所在、場所はどこに設置されるか、もう今既に分かっているならば教えてください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）基本的には中之条ガーデンズの中に設置をさせていただきたいというふうに思っております。そして、今事務所が1階にありますけれども、そこにするか、売店のところに元薬局があるのですけれども、そこにするか、今検討中でございます。いずれにしてもガーデンズの中に置きたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）花のまちづくり課といいながら、ガーデンズの中に、敷地の中に置くということで、町民からしたらこれガーデンズ課なのではないかという認識の方がいるのかなと思うのです

けれども、この課の設置を求めたのはガーデナーの方ですか、それとも町長の判断ですか。教えてください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）提案したのは私でございます。そして、みなさんにお諮りをし、議会で議決をいただいたということでございます。山田議員が申し上げたように中之条ガーデンズを専門にやっているということではなくて、この課の中に花のまちづくり係、そして管理係、この2つを設置をさせていただくという予定でございます。もちろん中之条ガーデンズの管理運営、そういったものもそうでありますし、山の上庭園の管理運営もそうでありますし、そして花いっぱい運動、そして花のまちづくり、これ広範囲にわたってこの課が実施するということでございますので、中之条ガーデンズを専門にやるということではないわけでございます。私もあまり理解できない部分があったのですけれども、花いっぱい運動と花のまちづくり、これはどういう違いがあるかということで、昔は分からなかったのですけれども、今よく分かるようになりましたけれども、花を地域の方に植えていただいて、地域を花でいっぱいにする、これは花いっぱい運動でございます。これもみなさんのご協力によってできるわけでございますけれども、花のまちづくりについては、花をもととして町全体を、まちづくりをするということでございまして、その要素としては中之条ガーデンズとか、人工の庭園、そして自然の花々、そして六合の花、中之条の花に代表される花づくり、こういったものが全て含まれて花のまちづくりというふうに考えております。その一端も担っていただくということでございます。

○議長（山本隆雄）1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）花のまちづくり課の仕事内容については分かりました。花のまちづくりと花いっぱい運動、私も今初めて聞いて、そういうことなのかというふうに分かりましたけれども、中之条町は本当に花が、今もう既に紅梅などもきれいに咲き誇っていて、本当にどこかしこ花が美しい場所です。ただ、ガーデンズは町民が、あとは観光客とか、外から来られるお客様が憩える場所となるようにというふうに、前にも私は質問の中に話しました。でも、結局町民が楽しむイベントごとのようなステージも撤去されたりだとか、お子さんが楽しむようなアンパンマンショーとか、ああいうのも要らないというふうなことだったので、結局進んでいっているのは町民の気持ちとかけ離れたところまで来てしまっているような気がして、ガーデナーの方が思い描くものをただただ一生懸命進んでいるような感じがして、ちょっと残念かなというふうに感じました。そもそも中之条ガーデンズの構想というのは無理があると私は思っています。小さな自治体が、それこそテレビとか、冊子なんかに出てくるような著名なガーデナーの方を何人もお願いして委託して、その方のネームバリューでやってもらっている。言われたままにこの何億もの予算をこれまでずっとつけてやって、前のときには19万人もの集客を目標にということでした。4年たっても事業をまだまだこれだけお金がかかってくるということで、町民からしたら一体いつできて、一体どうなるのだろうというや

っぱり不安のほうが大きいということなのです。確かにいいものをつくるためにはそれだけのお金もかかるだろう、整備が必要なのだ、そうすれば集客も見込めるのだと町長はおっしゃいましたけれども、やっぱりちょっと町民が本当に何回も何回もそうやって来たくなくなるような、やっぱり施設づくりというのはもうちょっと柔軟に対応していただいて、子供さんからお年寄りまで楽しめるような施設にしていく、そして中之条町に見合った施設にしていくということが必要だと思います。ガーデナーの方の言うこと全て聞いて、いわゆる塚本さんのプロデュースしたガーデンズですというのもすばらしいと思うのですけれども、これ町の事業でやっていることですから、町民の方がやっぱり必要だ、この施設が必要だと思ってもらえるような施設にならないのかなと思います。この点について町長、ちょっと聞かしてください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）まさに山田議員の言っているとおりでというふうに思っております。町民の人がまずここを好きになってもらわないと自分も行かないし、ほかの人も連れてきてくれないということでございますので、町民の方が誇れるような施設を目指しているところでございます。塚本先生がよく言っているのですけれども、感動分岐点というのがあるということでございますけれども、感動分岐点の以下、その下であればこの施設でも同じものができるということでございますけれども、この感動分岐点を超えた段階で、まあ、すばらしい、これ人に紹介しよう、人を連れてこようというところに達するというところでございます。中之条町は、そこを目指しているわけでございます。こういった程度の庭園はどこにでもあるというわけでございますので、それ以上の感動を与えるような、そんな施設にしたいなというふうに思って整備をさせていただいたわけでございます。そして、町民の人が誇れるという部分でございますけれども、ご承知のとおり町民花壇が西のほう100あります。そして、ふわふわドームを作ったところに新たに20設置をさせていただきました。どこの庭園に行っても町民の人が参加をして、きれいな1坪花壇を設置しているところというのは、ほかには例がないというふうに思っております。その分、120人以上の方がここに携わっていただいて、自分たちの園をきれいにしようという心がけがあるということは、町民の参加、町民がそこに参加してまちづくり、そして園づくりをしているという証拠かなというふうに思っております。さらにこういう人が増えるような働きかけもしてまいりたいなというふうに思っております。そして、著名の方が何人ということもございますけれども、逆にこういった知名度を利用させていただいて、次の誘客につなげていくということも大きなことなのかなというふうに思っておりますので、いずれにしても、議員のみなさんのお力をお借りして多くのみなさんにおいでをいただく、そんな施設を1年間かけてやっていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）ぜひそのところはしっかりと町民の声を聞いて、施設づくりに進んでいていただきたいと思います。

次の質問に移ります。会計年度任用職員について、4月から新たに会計年度任用職員ということで職員の対応を始めると思うのですけれども、採用についての人数が分かれば教えていただければと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、会計年度任用職員の人数についてお話をさせていただきたいと思います。この制度は、4月1日から新たに発足をするということでございます。新年度予算、みなさんをお願いしておりますけれども、その中で、一般会計で190人、特別会計で14人、この任用について予算化をさせていただいき、今ご審議をいただいているところでございます。そして、内訳といたしましては、フルタイムの任用職員が41名、パートタイムの任用職員が163人でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）予算に計上された人件費についてなののですけれども、当初説明を受けた額よりも抑えられているのですが、打合わせのときに金額で5,704万9,000円増えたという説明を受けたのですけれども、もちょっとその数字で確かかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）会計年度任用職員に係る人件費につきましては、一般会計では242ページの給与費明細書の中のイの会計年度任用職員の表に費目別予算額が計上されております。その総額は4億387万円でございます。昨年12月補正予算までの賃金の金額を基に推計いたしました、会計年度任用職員制度移行に伴う必要経費の増加額を8,000万円程度と試算しておりましたけれども、実際に今年度の新年度予算で計上された額と比較しますと、5,700万円ほどの増額となっております。その要因といたしましては、期末手当の支給額を2.6月で試算をしておりましたけれども、令和2年4月から新たな任用となるため、6月支給の期末手当が令和2年度は30%に抑制されること、また嘱託職員から正規職員に採用予定の方がいらっしゃることで、令和元年度はビエンナーレの開催年でもあり、多くの臨時職員任用があったことなどが原因と考えております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）新しい制度としてスタートするので、今まだ始まった、これから始まるころだということで、ただ予算がこれだけ8,000万円から5,000万円と、3,000万円も減らしているということで、退職者がいたりだとか、フルタイムからパートタイムに移った方がいたりだとか、時間を短くしたりだとか、そういったそれぞれの諸事情があると思うのですけれども、12月の町長の答弁でこういう職員に対して不利益が生じることのないよう適性にしたいとおっしゃっていました。もちろん、みなさんきちんと承知して時間を短くしたりだとか、退職していただいたりだとか、いろんな事案はあると思うのですけれども、不利益な事案ということはなかったですね。ということ、ちょっと町長。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）12月にお話をさせていただいたときには8,000万ぐらい増えるだろうという予測の下で発言をさせていただきました。これは、まだ制度自体が確定をしていないような状況でございましたので、分かる範囲で計算したのが8,000万円、そして今総務課長から話があったように、正式に制度によって計算をすると5,700万円というふうになります。これあえて削ってこういうふうにしたということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。約200人ぐらいの方で、5,700万円ぐらい増えるということでございますので、職員として不利益はないというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）会計年度任用職員といっても、ほぼ一般の職員と変わらぬ町の重要な施策を行う大切な人材だと思います。去年の災害など、気候変動などで災害が増えたりだとか、今般もコロナウイルスの対策などで職員の方が大変な対応をしていただいていると。そういう状況の下で一般の職員と同様に会計年度任用職員というのも大切な人材であるというふうに思います。働きやすい職場環境、また待遇改善、これに努めていっていただく必要があるということを申し上げまして、私の総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わりました。自席へ戻りください。

ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤さん、ご登壇願います。

○2番（佐藤力也）議長のお許しをいただきましたので、通告に従って総括質疑をさせていただきますと思います。

その前に、町長、教育長をはじめ、新型コロナウイルス問題の対応に日々ご尽力されております町当局の皆様の頑張りに心より感謝申し上げます。そして、私自身も議会の一員としてできることを精いっぱい努力してまいりたいと思います。そして、コロナウイルスが、この問題が一日も早く終息することを祈念いたしまして、質問に入らせていただきたいと思います。

さて、本日は令和2年度一般会計予算について質問させていただきます。項目といたしましては、1、保健体育推進事業、2、商工振興対策事業、3、アーティスト・イン・レジデンス運営事業、4、有害鳥獣対策事業、5、マリッジサポート事業についての5つとなっております。

それでは、最初に、保健体育推進事業、スポーツ少年団補助金について質問をいたします。まず初めに、教育長におかれましては、日頃よりスポーツ少年団の活動にご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。当町におけるスポーツ少年団に対する事業において、活動を行う様々な施設や大会参加費、保険料をはじめ様々な補助に関しまして、その予算取りにつきましては県内でも中之条町はトップクラスに位置していると承知しております。子供たちが充実した環境の中でスポーツに取り組むことができ、そして保護者の方も経済的な負担も少なく、安心して各種スポーツ団体に参加させることができているのではないかと思います。

ております。しかしながら、現在その子供たちを指導する監督やコーチを取り巻く環境は大変厳しいものになっております。挨拶から始まる礼儀やスポーツマンシップについての教育、そして技術向上のための指導はもちろん、夏の猛暑による熱中症対策や成長痛など、幼少期の選手、子供たちの健康体調管理などの指導に関わること、また少子化による団員不足の解消や、公認指導者の成り手不足などのチーム運営についての運営についてのことなど、多岐にわたっております。保護者の協力が足りずに大会や練習試合の送迎を行わなければならないときもあるようです。そういった様々なストレスを抱えながら、指導者としての資質の向上と責任が社会的に求められるようになってきており、平成29年度にスポーツ少年団指導者制度の見直しが図られ、2020年4月から新たに現在のスポーツ少年団指導者認定員制度から日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者制度への移行が決定されまして、新制度への初期登録料、手数料3,000円と基本登録料が4年間で1万円という、1万3,000円が新たに指導者の個人負担として課されることになりました。この2020年度新たにスタートするスポーツ少年団指導者制度に対しての補助について、教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一） それでは、佐藤議員お尋ねのスポーツ少年団補助金につきましてお答えをいたします。

令和2年度予算に計上いたしましたスポーツ少年団補助金につきましては、6つの項目がございます。まず1つ目ですが、スポーツ少年団の指導者並びに団員が全国組織へ登録するための登録料、2つ目ですが、スポーツ少年団として活動する際のけが等を補償するための保険料の補助、3つ目がスポーツ少年団の大会へ参加する際の参加費の補助、4つ目がスポーツ少年団として活動するための活動補助、ここまでの4つが昨年度までも行っておりました補助となります。続きまして、今年度新たに計上いたしました補助金につきましてご説明をいたします。先ほど議員おっしゃったとおり、2020年度新たにスタートいたしますスポーツ少年団指導者制度におきまして、ボランティアで活動している指導者の方々の金銭的負担を軽減、補助するために新たに予算計上をした補助が2つございます。まず1つ目ですが、スポーツ少年団指導者制度による指導者資格を移行するための初期登録手数料、2つ目が新制度にて必要となります指導者資格の登録料の補助、以上、先ほどの4つと合わせまして6つの補助を今年度計上させていただきまして、スポーツ少年団の目的でございます地域の学校活動外におけるスポーツを通じた青少年の心身の健全な育成を引き続き指導者の皆様に図っていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）教育長、大変ありがとうございました。

先ほど教育長の答弁の中で、新しい制度の補助ということで初期登録手数料と基本登録料のところの補助ということでお答えがあったと思うのですが、具体的なご説明がもしいただければ

たらよろしく願います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員ご質問の具体的な内容につきましては、生涯学習課長のほうからご説明を申し上げます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）それでは、お答えいたします。

まず、スポーツ少年団指導者制度による指導者資格を移行するための講習料3,000円は全額を補助いたします。2つ目の説明にございました新制度について必要となる指導者資格の登録料補助につきましては、ライセンス料が4年間で1万円となっておりますが、そのうち半額5,000円を補助いたします。ライセンスの移行期間は、2020年から2023年の4年間で、1年当たり各単位団2名ずつ4年間、計8名の補助を予定しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。私の予想では、初期登録手数料の3,000円ぐらいかなと実際のところ予想しておりましたので、正直ちょっと驚いております。本当にありがとうございます。特にバスケットボール、小学生ではミニバスケットボールですけれども、やサッカーなどの一部の指導者においては以前からスポーツ少年団の指導者資格とは別に日本スポーツ協会、サッカーですと日本サッカー協会、バスケですと日本バスケットボール協会などが認定するライセンス、指導者資格を取ったり、審判資格の取得義務がありまして、それぞれの資格取得にかかる費用は個人負担となっておりましたので、そういう部分が十分たくさん助かると思います。今回の補助をいただくことで指導者負担が減り、新規のコーチングスタッフも募集もしやすくなるのかなと思います。結果、指導者の数が増えれば子供たちが安全で質の高い指導をまた受けることができることにつながるのかなと思います。また、そういった指導者の経済的負担を軽減することは、新たなスポーツ単位団の立ち上げのきっかけにも私はなると思っております。スポーツ少年団の放課後の活動の場所が今まで以上に増えれば、放課後対策事業での子供の居場所づくりという福祉の分野への貢献度も上がることにつながるのではないかなと思っております。

それでは、この問題についての最後の質問ですけれども、この事業の補助対象となる指導者の条件等があれば教えていただきたいと思うのですが、例えば町内在住の方に限るとか、町内勤務をされている方に限るですとか、そういった何か条件とかあれば教えていただければと思います。よろしく願います。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの補助対象者となる指導者の条件についてお答えいたします。

条件といたしましては、中之条町スポーツ少年団として活動していただく全ての指導者の方が対象となります。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。町内外に限らず、単位団の指導者は全てということよろしいということで、今確認させていただきました。また、改めまして教育長には今回の指導者制度の見直しに対しまして、迅速かつ理解ある対応に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。引き続きスポーツ少年団の活動に対しまして、さらなるご支援をお願い申し上げて、この質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、2番の商工振興対策事業におきましてお伺いいたします。2013年10月10日に水銀による汚染防止を目指した水俣病に関する水俣条約、いわゆる水俣条約が締結され、2016年の電力の自由化に加えて、今年2020年以降は水銀の製造や輸出入の禁止により、今まで使用されていた水銀灯や蛍光灯のLED化はさらに加速をしております。当町におかれましても、防犯灯をはじめ様々な事業でLED化が進められてきました。商店街、温泉街におきましても、街路灯のLED化に取り組まれて、既に完了しているところもあれば、まだこれからという地区もあるようです。6月の一般質問で同僚議員も少し触れておりましたが、一概にLED化といってもその地区によって様々なケースが挙げられます。通学路に面した商店街では、防犯灯の役割も担うことになりますし、温泉街などでは、防犯プラス温泉情緒を演出する照明としての役割も大きく、デザインにもこだわらなければなりません。電球を含む照明器具を交換するだけでよい場合もあれば、老朽化によって街路灯本体全ての交換が必要なケースもございます。また、中央通り商店街のように整備した後、営業店舗が減少し、空き店舗化して街路灯の維持管理をする電気料の負担が大変になっているというような、そんなところが困難になっているケースもございます。以前から、町に対しまして複数の地区が街路灯の設置や撤去、交換などに関する相談や要望に来ていると伺っておりますが、令和2年度以降、街路灯の整備また電気料に対しての補助について、町はどのような対応をお考えなのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）街路灯についてご質問いただきました。この街路灯につきましては、中之条だけではなくて、全国の商店街の大きな悩みになっているということを新聞等で知っているわけでございます。中之条町の実態を申し上げますと、中之条町には現在13の街路灯組合がございます。そのうちの11の街路灯組合では既にLED化を完了しているという状況でございます。街路灯組合の状況については、高齢化あるいは廃業による会員数の減少、そしてそのために個々の負担が上昇している、維持管理が非常に厳しく運営が困難であるということは承知をしておりますし、直接陳情を受けたこともございました。今佐藤議員も申されたように、街路灯の使命は今まではお店の宣伝の広告塔という役割でありましたけれども、今は防犯灯としての役割を担っているところが多いとい

うことでございまして、消灯や撤去することによって治安への悪影響も懸念されるということも承知をしているところでございます。町といたしましては、防犯灯への切替えを提案するほかに、建て替え補助金や電気料の補助金についての見直し検討を行いました。そして、それを今度の予算に計上をさせていただいたわけでございます。建て替え補助金については、今まで3分の1であった補助金を2分の1としたいということ、そして新規といたしまして、撤去費用についても対象とすることにいたしました。また、電気料の補助金については、補助率20%を30%に増額させていただくということで、予算計上をさせていただいているわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。来年度から見直すということで、今後多地区から町にご相談があると思いますけれども、今年度示されました令和2年度の一般会計予算によりますと、街路灯整備補助金に265万1,000円という金額が計上されておりますが、その内訳についてのご説明がもしできたらお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えをさせていただきます。

中之条町地区の堅町街灯組合の建て替え補助金として23基分、215万1,000円計上させていただいております。それと、予定はありませんけれども、撤去費用の補助金ということで20基分、50万円、合計265万1,000円でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。この堅町の街路灯組合の建て替え補助金ということで、予定されているということなのですけれども、今現在その1地区のお願いというか、ご相談があったという形になったのかなとは想像しますけれども、またこの補助事業において、追加でほかの地区が補助金の申請等をした場合は、その対象に、来年度ですか、なるのか。それと、この補助率の見直しというものは、今後毎年されていくものなのでしょうか、それとも、しばらくはそのまま変動しないで固定の方向でいくのでしょうか、もしお答えできればお願いします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長。

○観光商工課長（永井経行）まず、補助率の関係ですけれども、今回見直しをさせていただきましたので、現段階では毎年ということは考えてございません。それと、追加申請の関係ですけれども、各地区から要望いただいた段階で補正予算をお願いして、お認めをいただいた後に事業執行していただくということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。町には今後ともこの事業に対しましてケース・バイ・ケ

ースで、例えば街路灯でも街中でも台風の影響で倒れたりすることもございますし、いろんな意味で防犯灯と街路灯のちょっと区別もちょっと難しい時代になってきておりますけれども、ケース・バイ・ケース、町民の暮らしに寄り添った時代に合った柔軟な対応をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。3番目です。アーティスト・イン・レジデンス運営事業についてお伺いいたします。アーティスト・イン・レジデンスの歴史は古く、1666年のフランスに起源を発しまして、現在世界各地に広がりを見せておるようでございます。内容を簡潔に表現しますと、アーティストを、芸術家ですね、作家さんですとか、一定期間その土地に滞在させて作品の制作活動を援助して作家さん自体を育てるという意味があったり、その土地の風土に合ったインスピレーションを奮い立たせるというのですか、そんなような効果もあるようなことと聞いております。日本では、アーティストの育成や支援だけではなくて、空き家、商店街の空き店舗を活用した地域振興や人の交流による地域活性化の手段として様々な取り組みが行われているようです。これは、令和2年度新規事業かと思いますが、町がこの事業を行う目的と事業内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）アーティスト・イン・レジデンスの内容については、今佐藤議員から説明をしていただいたとおりでございます。この事業の目的といたしましては、中之条ビエンナーレの2年に1度の単発的な盛り上がり、これを継続的な取組につなげたいということでございます。サポーターやビエンナーレファン、そして地域住民の方々にアートへの継続的な関わりの場を提供させていただき、継続的な交流人口の呼び込み、そしてより深い関係人口の創出を図りたいと考えているところでございます。事業内容でございますけれども、まずは招聘プログラムを作成して広報を行うとともに、アーティストを公募等により1組か2組選択し、伊参スタジオあるいは芸術の森に宿泊をしていただきながら、イサマムラで滞在制作を行うことを想定をして、モデルケースとして事業を実施したいと考えているところでございます。具体的には、滞在しながら各自が設定したテーマに沿って中之条町の風土や歴史を調査して、その発見を生かしたアートプロジェクトを展開し、発表するとともに、ワークショップなど住民の接点を持つ活動を行っていただくことを想定した計画でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。この運營業務委託費といたしまして110万円が予算計上されておりますが、町はどなたに、そしてどのような業務を委託するお考えなのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

委託内容としては、作家の制作活動の支援、それと地域との交流プログラムの実施の支援などを行っていただきますけれども、まずはこの事業をどのような形で運営していくことが作家の育成と地域への貢献となるか、その事業の組立てから関わっていただく予定であります。そのため、中之条ビエンナーレについて熟知して、またアート界にも明るく、そして中之条町のことにについてもよく知っている方がよいと思っております。ビエンナーレ運営に地域おこし協力隊として3年間携わり、この春任期満了となる隊員ですとか、そのほかに中之条町に移住している作家さんの中から選定をしたいと考えております。お願いします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。先ほどの冒頭から私もちょっと話しているのですが、このアーティスト・イン・レジデンスという仕組みなのですが、今まで中之条町が行ってきたビエンナーレの取組自体がアーティスト・イン・レジデンスと言えると思うのですが、あえてこの事業を浮き彫りにして行うことによって、どのような効果を期待しているのでしょうか、お答えいただけますか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

この事業の効果ということでもありますけれども、アーティストが地域に入り創作活動を行うことを通して、地域の方々との交流が深まることを期待しております。アーティストによる地域の魅力の掘り起こしと同時に、町民にとっても郷土への愛着、誇りを高めることにつながるものと思っております。そのほかワークショップなどを通じて、地元の子供たちが芸術を身近に感じたり、また外国人作家であれば国際交流の機会が増えるなど、アートのある町としての特徴や利点をさらに一歩を深めることができるのではないかというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。

それでは、最後にお聞きいたします。この事業は、隔年で行っていくのでしょうか、それとも毎年行う予定なのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）この事業ですけれども、中之条ビエンナーレのない年でも創作活動の継続と、それに伴う効果を狙っているものでありますので、基本的には隔年で行う方向で考えております。まずは初年度にモデルケースとして事業を実施し、その成果をもって隔年かあるいは毎年でやるかどうかを改めて判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。昨年開催されました中之条ビエンナーレ2019では、芸術に興味がある若者がたくさんナカミーゴなどのボランティアとして様々なシーンで活躍をされて

おりました。この事業を委託された方にはぜひこういった関係人口の方々とのかけ橋になっていた
だきたいと思います。また、先ほど町長が答弁の中でおっしゃっていたように、永井課長ですか、
この事業により地元の子供たちが芸術を身近に感じたり、外国人作家などとの国際交流の機会が増
えるということは、とてもよいことだと共感いたします。さらに将来、芸術家の方たちが商店街や
温泉街の空き店舗などを利用して作品の展示や、販売といったことなどを行っていただければ町に
も活気が出るのではないかと期待をいたします。ぜひこの事業は隔年と言わず、毎年行って、ピエ
ンナーレを盛り上げていただくとともに、町を活性化にもつなげて行っていただければなと思いま
す。それといったところをお願い申し上げて、このアーティスト・イン・レジデンス事業に関して
は終わりにしたいと思います。

続きまして、4 番目、有害鳥獣対策事業についてお伺いいたします。令和元年12月の定例会議、
一般質問におきまして、私ですけれども、有害鳥獣による被害のさらなる減少への対策として、煙
火消費保安講習会、いわゆる轟音玉講習会における講習料を全額個人負担している町民に対しての
補助をお願いいたしましたところ、町長からは、より多くの方が追い払いに協力いただけるように
補助について検討しますとの答弁をいただきました。しかしながら、令和2年度の予算書を見ます
と、この件につきまして動きがないように思われます。その理由についてのご説明をお願いいたし
ます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、農林課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）轟音玉講習会の一般受講者に対する講習料補助についてお答えいたします。

現在、轟音玉の安全な取扱いのため1年に1度講習会を実施しております。その受講料は、初回
と5年更新時が4,800円、通常の年が2,000円となっております。今年度の受講者は94人で、そのう
ち24人が有害鳥獣対策実施隊員でございます。実施隊員に対する受講料は町からではなく、中之条
町有害鳥獣対策協議会から全額が補助されております。12月議会で一般受講者の補助について検討
するとお答えしてある件でございますが、令和2年度より有害鳥獣対策協議会から一定の割合が補
助できるよう、これから行われる総会に提案したいと考えております。結果は総会で議決をいただ
いてからとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。ぜひ前向きの提案、検討をお願いしたいと思いますけれ
ども、そのときの会議にて、町はどのくらいの補助を提示するお考えなのでしょう。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）対策協議会に提案する補助の割合でございますが、今現在は2分の1を考え
ております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。事故や火災発生などリスクが軽減するようになるべく多くの町民の方が講習会を受けていただけるように、引き続きご尽力、ご検討をお願いいたします。

続いて、イノシシ用音波式鳥獣駆除装置という、長い機械なのですが、その購入についての予算についてお伺いいたします。昨年9月から10月にかけて、群馬DC、群馬デスティネーションキャンペーン対策の一環として、四万温泉地区に熊迫いの装置を設置していただきました。まだ設置後半年足らずですので、何ともその効果のほうは言えませんが、装置5台を設置した後、ツキノワグマの目撃情報も激減し、一定の効果があつたのではないかなと思います。さて、予算書の中にそのイノシシ用音波式鳥獣駆除装置購入費ということで計上されておりますが、この装置は先ほど申しました四万温泉に設置したツキノワグマの追い払いのための装置と同じものなのでしょうか、また異なるものなのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）音波式鳥獣駆除装置の購入の予定についてお答えいたします。

現在、四万温泉に設置してある装置は、有限会社アンナカが製造しているバリアトーンという装置で、サル、イノシシ、熊、シカを対象としたものでございます。議員のおっしゃるとおり、四万温泉に設置したところ効果が認められるので、同じものを購入したいと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。この機械を購入するということで、予算が99万円とあるのですが、1台当たりの金額と、もし設置をする場所等の予定が決まっておりましたら教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）1台あたりの購入金額でございますが、税込みで19万8,000円を予定してございます。設置予定箇所でございますが、3台は中之条ガーデンズ北側に設置し、残りの2台は固定化しないで必要な箇所に柔軟に対応できるものとして活用したいと考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。

もう1つちょっとお伺いしたいのですが、この装置の効果について、1台当たりどのくらいの範囲をカバーできるとかというのがもし分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）購入予定のバリアトーンの効果範囲でございますが、カタログによりますと半径50メートルの範囲に音波を出す、これは鳥獣が嫌がる地震のときに動物たちが異常な行動をするとかというのがありますが、それと同じ形式の音波なのです。それが50メートル範囲に届く、そういう措置でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。5台中3台はもう決まっているということなのですから、中之条ガーデンズに設置するということですが、中之条ガーデンズにはツキノワグマの近隣の目撃情報あったと思いますので、そこらへんを残りの2台もうまくガーデンズ等にも使っていて、柔軟に対応していただいて、これから来場されますお客様に被害が及ばぬように万全の対策をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入っていきたいと思います。最後、5番目は、マリッジサポート事業、出会いの場づくり事業が、名前が変わったのかと思うのですが、その中で同窓会支援事業補助金についてご質問をいたします。この質問をしようと思ったきっかけなののですが、今年の1月に私が成人式のほうに初めて参加させていただいたときに、とてもよい新成人の方たちが企画した式の後のイベントも拝見しましたところ、中之条中学校の吹奏楽の演奏ですとか、六合八間太鼓の新成人の方のコラボの演奏ですか、とてもすばらしいもので感動いたしました。その新成人の方たちが、今日この後懇親会とかでにぎやかにやるのかなとか、また次は何年後にこうやってみんなが集まるのかななんて想像しましたところ、同窓会という言葉はちょっと頭の中に浮かんできたのです。私たちの時代だと2、3年に1回、私たちの代はやっているのですが、自分の息子が今27、8になるのですが、そこらへんで同窓会の話が出てこないのです。今やっていないのかなとか思っているのですが、それでふと町のちょっとそんなようなところで、何か同窓会を応援するようなことをやっていたような気がするなぐらいなところで調べましたところ、この事業にたどり着いたわけでございます。内容を見ましたら、これはちょっと自分たちの世代がやってほしいことであって、ちょっと新成人にはどうなのかなという内容であったので、アイデアとしてはこの同窓会事業ということでもいいのかなと思うのですが、今その事業がどういうふうに使われて、若者たちが使っていてくれているのかなというところを、ちょっと分からないものですから、28年度からこの事業が始まったようでございますが、その利用実績等が分かればご提示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長からお話をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）お答えいたします。

同窓会支援事業補助金は、同窓生の親睦を図るとともに、独身の男女の出会いを創出することを目的とした事業でございます。町内小中学校の卒業生が町内の飲食店や宿泊施設等で開催する同窓会の経費に対して補助を行うものでございます。これは、25歳から40歳未満の方、10人以上で開催され、かつ3分の1以上が独身の方が参加されている場合に申請に基づいて補助されております。補助金額は、町外参加者1人につき2,000円、町内参加者1人につき1,000円で8万円を上限として

おります。それで、3年に1回を限度ということにしております。お尋ねの利用実績ですが、この制度が始まった平成28年度に2件の申請があり、参加者合わせて26名、補助金額の合計が3万8,000円を交付いたしました。残念ながら、その後利用実績のほうがないというのが実情でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今活用実績のほうを提示していただいたのですけれども、若干この補助の要綱も、ご説明もしていただきました。ありがとうございます。この今の説明の中ですと2件だけ、初年度に活用があっただけで、その後ゼロということではよろしいかと思うのですけれども、その理由はなぜだとお考えでしょうか。そして、またこの事業をこれからも継続してやっていく方向で考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）お答えいたします。

同窓会につきましては、若い世代では比較的同窓会が開催されていないことや個人情報の管理が厳しくなっていて、同窓生の住所等が分かりにくくなっているということが、開催しにくい状況であると考えます。また、事業周知方法につきましては、町報やホームページに掲載を行っているほか、消防団員等にパンフレットを配布するなどを行っておりますが、周知活動が十分でなかったということも要因の一つであると考えております。

次に、この事業を継続していくかということにつきましては、利用件数が少ないとはいえ、男女の出会いの場を確保し、これを支援していくことは必要なことと考えておりますので、継続していきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。全く努力をしていなかったというわけではないということです、それは認めますけれども、もしこの事業を継続するのであれば、その利用率アップに向けて対象になる年齢を見直したり、回数を増やしたいということで、制度の見直しが必要であるのではないかと思います。例えばですけれども、改正案といたしまして、3か所の年齢、先ほど25歳から40歳未満、男女混合とかというところが、今ちょっと私この要綱持っているのですけれども、第2条の（2）のところであるのですけれども、そこを、対象年齢を満25歳になる年度から20歳以上というふうなところで、満21歳になる年度からするというようなことにするとか、補助金の額を第4条の同じ単位で行う同窓会の補助金交付は3年に1回を限度とするというところを、23歳になる年度までは毎年交付して、その後は数年に1回というふうな形の補助とするというふうな改革です。一番大事なのは成人式を行った次の年開催できるように仕向けることが大事なのではないかと思っております。そのころはまだ学生も大分多いですし、社会人の方も少ないのかなという部分もございますので、経済的な負担というところもあるでしょうし、やはりだんだん自分たちもそうなのですから、同窓会って年を負うごとに人数が減っていくのです。なので、その

機会を最初につくってあげることがこの事業が成功する鍵になるのではないかなと私は思いますので、提案させていただきます。

そして後、いろいろ広報のほうも頑張っているということなのですが、成人式の当日に新成人の方たちに直接アピールをするということがやっぱり大事なのではないかなと思います。受付のところで、たぶん式次第とかあると思うのですが、もうその式次第の中に折り込んでしまおうとか、受付のところでたぶん新成人のイベント実行委員長みたいな方がたしかいたと思いますので、そういう方たちが音頭をとって、来年も同窓会をやりましょうみたいな形で、その人達が名簿をつくるような方向でやっていただくとか、そういったことでやっていただけるのがいいのかななんて思います。

また、実績報告ということで出席者全員が分かる集合写真の提出というのが要綱にあるのですが、それはいいかなと思います。担任の先生とかも一緒に入っていて、それをデータとか送っていただいたものを町の広報とか載せていただくようなことで、結果報告とかという形であれば、その家族の方たちも見ますし、新成人の方たちの若い世代が町報に対する興味も湧いてくれるのかななんて思ったりしますので、そういった仕掛けが必要なのかなと思います。ぜひ制度を継続していくということであれば、要綱の見直し等を図っていただいて、せっかくやる事業ですので、活用していただかなければ意味がないと思いますので、そんなような提案をしたいと思います。よろしく願いいたします。

また、先ほどもちょっと言っているのですが、この今現状にある制度というのは、ちょっと話がずれてしまうかもしれないのですが、一般的な町民のみなさんといいますか、私も含めてですが、同窓会にも適用できるのかなと思います。それによって町商店街、温泉街等の温泉施設等の活性化にもつながるのかななんて思いますので、ちょっとおまけなんて言ったら変なのですが、そういうところもこれから町には考えていただければありがたいかななんて思います。ちょっと脱線最後してしまいましたが、以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）佐藤力也さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

総括の質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩とします。

（休憩 自午前10時57分 至午前11時15分）

○議長（山本隆雄）再開します。

次に、関美香さんの質疑を許可します。

3番、関美香さん、ご登壇願います。

○3番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い総括質疑をさせていただきます。

質問の内容は、1、防災対策について、2、成人式について、3、学校現場におけるICT活用

について、4、学校現場における働き方改革について、5、新型コロナウイルス対策について、以上5項目についてお伺いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、防災対策についてお伺いいたします。12月定例会議、一般質問において台風19号町対応の反省点に対して直ちに対応できるものは既に改善、実施に時間を要するもの、さらに協議が必要なもの、また予算を伴うものについては優先順位を定めて進めていくとの答弁でありましたが、令和元年に整備できたもの、また令和2年度に整備していくもの、それぞれお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、関議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

12月議会でも一般質問をいただいた件でございますけれども、台風19号への対応について検証すべき点も多くありましたので、問題点を洗い出し、その反省を踏まえ対策を進めてまいってきました。今年度の整備や対応できたものにつきまして、定期的な備蓄品の購入のほかに、避難所で少しでも体を休めていただくために、非常用アルミシート、非常用マットを備蓄に加え、また避難所での従事職員のヘッドライト、ヘルメットの購入も行いました。ソフト面では避難所の運営を円滑に行うため、統一の受付名簿の常備、災害時の職員の勤務体制基準カードの配布などを行い、防災対応への準備を行ってまいりました。令和2年度における整備や対応では、情報提供の手段対策として防災行政無線のデジタル化移行事業の中で、緊急避難所への個別受信機の設置を行ってまいります。また、今回の開設避難所のうち名久田公民館、入山体育館においては、施設の問題点や不便さも指摘されたことから、他の施設への変更も検討してまいります。防災備蓄につきましては、イサマムラ、シルクパーク防災倉庫、六合支所に備蓄を行っておりますが、災害時における的確な物資提供が行われるよう再配備も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）災害備蓄品、そして避難所運営についての進捗状況を確認させていただきました。

今後も反省点を基に災害備蓄、そしてよりよい避難所運営のための整備を進めていただきたいと思います。反省点の中で、各地区において避難所を早期に開設する必要があるとの見解でしたが、今後台風や大雨に対する各地区避難所開設の判断についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）台風19号においても前橋气象台あるいは群馬県からの防災気象情報の提供を受けまして、避難勧告等の判断を行ってまいりました。今後も火災対応に、災害対応についても、前橋气象台の台長と私のホットラインが結ばれております。どんな緊急な事態でもその情報が入るということになっておりますので、引き続き气象台の地域防災官からの詳細な情報も提供を受けながら、情報収集に努めて、的確な判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）災害は、いつ起こるか分かりません。そして、近年の気候変動により去年起こっ

た台風19号に見られるように、自然現象の規模が拡大しており、台風や大雨による被害が大きくなっています。台風19号町対応の反省点を十分生かしていただき、いつ起こるか分からない災害に対して町民が適切な避難行動をとれるよう行政としての備えを整えていただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今回のこの台風19号によって、全町避難勧告を行いました。これは、中之条町始まって以来というふうに思っております。この台風19号への対応の検証も踏まえまして、災害への対応については、ハード、ソフト面からも1つずつ体制を整えて、限りなく万全に近い避難者の受け入れ体制を構築するとともに、町民に対し自主避難の必要性、あるいは各家庭における避難用品の装備など、防災知識の普及を図るなど、中之条地区防災計画に沿った防災体制の構築に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）テレビなどで自然災害の被害の大きさを目にするたびに、自然の力には計り知れないものがあり、その力に人間はかなわないことを感じます。近年の気候変動により、被害の大きな災害がいつどこで起こるか分からない状況でありますので、令和2年度においても災害への整備を着実に進めていただきたいと思います。自然災害の中には避難の長期化が予想される大雨による土砂災害や地震などがありますが、災害備蓄品はどんなものをどれくらいの日数を想定して準備しているのか、また女性や乳幼児などに対しての災害備蓄品整備の状況についてもお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）中之条町地域防災計画では、各家庭において最低3日間の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう住民に対して啓発を行うとしており、まずは家庭での備蓄に努めていただきたいと思いますと考えております。町の災害用物資の備蓄量の算定に当たりましては、災害から4日以降は物資の流通が回復する想定により、3日間必要と思われる物資について備蓄を行っております。そのため、食料品については群馬県地震被害想定調査を基に3日間で1万5,000食が必要となると考え、毎年追加備蓄を行っております。令和元年度につきましては、備蓄品の購入は済んでおり、令和2年度につきましても定期的な備蓄を行ってまいります。乳幼児あるいは女性に対しての災害備蓄品でございますけれども、まずミルクにつきましては、消費期限を考慮した中で粉ミルクを用意させていただいております。おむつにつきましては、新生児用から段階的にビッグサイズまで、それぞれのサイズをご用意させていただいております。また、女性向けの生理用品や衛生セットにつきましても、備蓄をさせていただいております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）災害時、被害を最小限に抑えるためには行政の力だけではなく、自助、共助、それぞれの連携が大切であります。自分の命は自分で守るため、各家庭での飲料水、食料等の備蓄に努めることが前提であることを確認させていただきました。各家庭での備蓄が進むよう、引き続き町民に対しての啓発活動に努めていただきたいと思います。また、女性や乳幼児などに対しての災害備蓄がなされており、安心をいたしました。今後も災害備蓄や避難所運営において、女性や乳幼児、また高齢者や障害をお持ちの方などが安心して避難できるよう、配慮を持った取組をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、地区防災計画事業を令和2年度はどのように進めていくのか。また、予算書の中に地区防災計画策定支援補助金が100万円計上されていますが、どのように活用していくのか、併せてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）令和2年度より行政区あるいは大字単位で地区防災計画の策定に取りかかりますが、私たちが自らの命は自らで守るとの意識を持ち、自らの判断で避難行動が取れるような地区防災計画ができればと考えております。策定にあたりましては、職員が地域に出向きまして、地域の方々と地元目線で問題点を確認しながら作成を進めていきたいと考えております。それぞれの地域の実情に合った避難計画を考えていきますと、必ずしも町の開設する緊急避難所への避難が最善の方法とはならない場合もあると思われます。地域内での避難が最善となる場合、それぞれの地域での備蓄品についても考える必要があると思われます。そのために必要な備蓄品等に対しても町として助成ができればと考え、地区防災計画策定支援補助金を新年度予算にお願いしたところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）先ほども申し上げたように、災害の被害を最小限に抑えるためには自助、共助、公助、それぞれの連携が重要であります。地域の実情に合った避難計画を策定することは、住民が最善の避難行動をとるための手助けになると思います。また、地域内で必要な災害備品等に対して助成をしていただけることにより、計画の作成がより具体的に進められると思います。そして、住民だけではなかなか進まない地区防災計画を、防災の専門的な知見のある職員にリードしていただき、作成が前に進むことを期待しております。また、地区防災計画の作成をそれぞれの地域で進める中で、防災意識の向上を図るため、AEDや消火器の使い方講習、そして自分自身の防災計画マイタイムライン作成の取組を取り入れていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）AEDにつきましては、その使い方に自信が持てず、使用をちゅうちょすることも懸念されますし、消火器につきましても未経験ですと慌てて正しい使い方が心配されますので、より多くの方々に講習いただきたいと思いますと考えております。また、マイタイムラインにつきまして

は、避難行動のサポートツールとして、リスクの軽減につながることを期待できると思います。ご提案いただきました件につきましては、地区防災計画を進める中でも住民の方々への啓発も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）AEDの設置整備が進んでも、いざというときに使うことができなければ意味がありません。消火器も同じことが言えると思います。また、マイタイムラインについては、県が自ら逃げるという主体的な行動をとってもらうためには大変重要で有効な手段だと認識を示し、新年度よりマイタイムライン策定普及に取り組むとの新聞報道がありました。それぞれの取組について前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

中之条町では、町民の防災意識向上を図るため、毎年防災フェアを開催していただき、大変感謝しております。町民の防災意識向上をさらに図る上で、地域の実情に合った地区防災計画を策定することが大切であり、さらには地域のコミュニティの形成にもつながると考えます。これらの観点から、地区防災計画事業に期待を寄せるところであります。令和2年度において、充実した防災対策の取組をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

成人式についてお伺いいたします。令和4年度から成年年齢を18歳に引き下げる法律が施行されますが、令和4年からの成人式対象年齢についての考え方を伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）成人式のご質問でございますけれども、事務は教育委員会のほうでさせていただいておりますけれども、私のほうから回答をさせていただきたいと思います。中之条町の成人式は、ご承知のとおり20歳で開催をし、その門出をお祝いをしているところでございます。今言われたように成年年齢が18歳に引き下げられるという法律改正があるということでございますけれども、18歳で成人式を開催をいたしますと多くの方が大学受験あるいは就職準備などの大切な時期と重なってしまうということで、精神的あるいは経済的な負担が重くなって、参加が困難になるケースが多く見受けられるのではないかとということが想像されるわけでございます。現在、群馬県の11市町村が従前の20歳での開催を表明しております。そして、残りの当町も含めた24市町村が未定となっております。今後、郡内、県内の動向を踏まえつつ、中之条町の方角性を早期に決定をし、町民のみなさんにお知らせをしてみたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）令和4年度に成年年齢18歳を迎える保護者の中からは、成人式の対象年齢をなるべく早く知らせてほしいとお声をお聞きます。18歳という年齢は、先ほどの答弁にもありましたが、高校卒業し、進学や就職、新しいスタートを迎える年齢であり、進学や就職にはかなりのお金がかかります。そこへ成人式の費用が重なることになれば、さらに家計への負担が大きくなることを心配されています。不安を抱える保護者の気持ちを理解していただき、11市町村が20歳での開催

を表明している状況ですので、中之条町においても早期に決定をし、町民への周知徹底をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、式の開始が午後からであり、終了時は夕刻になっている状況ではありますが、今後終了時間を早めるため、式典並びにアトラクションの内容を見直す考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この件につきましては、生涯学習課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの終了時間を早めるため、式典及びアトラクションの内容の見直しについてお答えいたします。

当町で行われている成人式の内容は、式典、アトラクション、記念撮影でございます。時間を要するアトラクションにおきましては、各学校より選出された新成人代表によります成人式実行委員会が企画、運営を行っております。例年8月を目処に実行委員会を組織し、会議を重ね、アトラクションの内容を決めていただいております。あくまでも新生人主体で準備を進めておりますので、同席しております教育委員会の担当職員から終了時間を早めるため、式典及びアトラクションの見直しのご意見が出ていることをお伝えしたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）アトラクションの内容を実行委員のメンバーが主体性を持って計画されていることを確認させていただきました。保護者のみなさんとお話する中で、成人式で久しぶりに会う仲間たちとの交流、そして成人式は一生に一度のものであり、晴れ姿を家族に見てもらいたい、そして家で待っている家族は晴れ姿を早く見たい、そういった状況があることも感じたところであります。答弁の中にもありましたが、アトラクションの内容を決めるときに、実行委員のメンバーに先ほど申し上げたことを伝えていただき、アトラクション所要時間への配慮をお願いしていただけたらと思います。また、同じ日の午前中に消防団の出初式、午後から成人式という日程で行われることがあり、まさに今年がそうだったのですが、消防団、そして成人式を迎えた子供たちそれぞれに町の飲食店で宴会をもったことにより、町の飲食店を抑えるのが大変だったと、成人式を迎えた方からお聞きをしました。出初式と成人式、できれば別々の日程を組んでいただけたらと思います。先ほども申し上げたように成人式は一生に一度のものでありますので、町においても配慮をもった対応、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、成人式の中で20歳のタウンミーティングを開催した経緯、そして今年開催されなかった理由をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）タウンミーティングの関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

私は常々若者がこの町をどう思っているのか、この町づくりについてどういう意見を持っている

かということ意見を交換をしたいなというふうにずっと思っていたわけでございます。そして、平成29年、30年度と20歳のタウンミーティングを開催をさせていただきました。それは、成人式のアトラクションの中で開催をさせていただいたということでございます。内容は、質問に対して回答のボタンを押していただくと、また直接意見を言ってもらえる場面もあったわけでございますけれども、成果は十分にあったというふうに確信をしております。したがって、令和元年度においては2年連続で意見を集約させていただき、一定の成果を得ることができましたので、従来の新成人主導でのアトラクションの今の形式に戻ったということでございます。このタウンミーティングで開催して分かったこと、それは今中之条町に20歳の方が住んでいる率が53%でございました。そして、その後4年たったときにどこに住んでいますかという質問に対して、34%しか中之条町に住んでいないという実態がございました。その1つの大きな要因は、働く場所がない、働く場所があれば帰ってくるというのが58%あったということでございます。こういったものをヒントに町づくりをしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町長にお聞きしたいのですが、平成29、30年度の20歳のタウンミーティングの中で得られた若者の中の条に対しての思いや、町づくりの考えを今後の町政運営にどのように反映させていくとお考えでしょうか。また、今後町づくりに対しての若者との意見交換の場をどのように考えていくのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）効果につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。なかなか若者の声を生で聞く機会というのは非常に少ないわけでございます。今回のこのタウンミーティングにおいても、なかなか若者が町づくりについていろんな意見を持っているというのが少なかったなというふうに思っております。ですから、ある程度テーマを絞って話し合いをする機会、こういったものが必要なのかなと。漠然と聞いたのでは、なかなか回答していただけないということでございます。また、成人式の中でやるとすると、実行委員さんとの考え、そして時間との考え、そういったものがございまして、調整をさせていただき、またいつか機会を見て、開催もしたいなというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）中之条町の将来を担っていくのは若い世代であり、そして町長が目指す、これからも住み続けたいまちづくりには、若者の意見を取り入れていく必要があると考えます。以前、総務企画常任委員会の中でお話しさせていただいたのですが、私は若者に情報発信力を使ってまちづくりに参加していただきたいと考えております。中之条町にはたくさんの観光資源があります。町のすばらしさを若い世代にSNSで発信していただくことにより、町のPRや交流人口の増加につ

ながると考えます。何より中之条町の将来を担っていく若い世代をまちづくりに巻き込んでいくことが重要であると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）前の議会でもそういった提案をいただきました。ありがとうございます。SNSは若い人たちが情報発信として活用しているということでございまして、若者目線でいろいろ情報発信していただけるということは、大変有効なことだというふうに思っております。これとは全く違う話でありますけれども、中之条町から都会に出ていった方々、こういった方たちの意見を聞くために中之条町人の何か集会的なものを設けて、情報発信をしていただくという取組も始めたいなというふうに思っております。その中に若い考え方の子も入っていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）中之条町のすばらしさを外へ発信し、拡散していくと。そして、まちづくりへの若者参加は大切な取組であると考えますので、前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、学校現場におけるICT活用についてお伺いいたします。去年12月、文部科学省は学校のICT環境の抜本的な改善とICTを効果的に活用した学びの実現に向け、コンピューター端末1人1台の整備を目指しているそうですが、中之条町のコンピューター端末の整備状況をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）本町のコンピューターの整備状況につきましては、こども未来課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）お尋ねの中之条町のコンピューター端末の配備状況につきましてお答えいたします。

中之条小学校に42台、六合小学校24台、中之条中学校に93台、六合中学校に32台となっております。コンピューター端末1台当たりの児童生徒数につきましては5.19人となっております。また、令和2年度当初予算におきまして、各小中学校のOA教室のコンピューター端末をリースによる更新の予算を計上させていただいております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）今や仕事だけではなく、日常生活を含めて社会のあらゆる場所でICTの活用は当たり前ものとなっています。これらの時代を生きていく子供たちにとってICTは切り離せないものであると思います。そして、教師や子供たちがコンピューターを効果的に使うためには、十分な通信ネットワーク環境が不可欠であると考えます。今後、1人1台環境、そしてネットワーク環境をどのように整備していくのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）お尋ねの今後の1人1台環境及び通信ネットワーク環境の整備についてですが、国のGIGAスクール構想では、令和元年度までに1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを目標としています。しかしながら、端末導入後の事業における使用頻度や活用方法などが不明確であり、また令和6年度以降の端末更新などの財政措置がいまだに示されておられません。したがって、今後の国の計画や県内の動向を見極め、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）一方、これらのハード面を整備することは、あくまでも手段であると思います。

ICTを効果的に使い、子供たちの学びを豊かにしていくことが大切であり、教師がICTを活用して指導する力も高めていく必要があると考えます。今後、教師のICT活用を効果的にするためにどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの教師がICTを効果的に活用できるようにするための取組につきましてお答えをいたします。

まず、今年度の取組といたしまして、ICT教育の推進を目的に六合中学校におきまして、先行して数学科のデジタル教科書を導入し、その効果的な活用についての実践研究に取り組みました。また、六合中学校では、全学年の数学科において毎時間デジタル教科書を使用するとともに、公開授業研究会を3回ほど実施いたしまして、町内のほかの学校の教職員と共に研究の成果と課題を共有するようにいたしました。特にこの成果を受けまして、小学校では来年度、新学習指導要領の実施に伴う教科書改訂のタイミングでありますことから、小学校の全学年で算数科のデジタル教科書導入できるよう予算要求をさせていただいております。一方で、小学校5年生の算数と6年生の理科におきましては、プログラミング教育が実施されるようになります。これに必要な教材といたしまして、タブレットパソコンや学習用センサーキットにつきましても、併せて予算要求をさせていただいております。議員おっしゃるとおり、教師がICTを効果的に活用していけるようにすることが重要だと考えております。そこで、来年度は今年度の研究結果を踏まえますとともに、町教育研究所の取組の一つに、ICT教育の充実を位置づけたいというふうに思っております。そして、特に小学校におきましては、全ての教師がまずは算数科においてデジタル教科書を活用し、効果的に授業に生かせるようにするとともに、プログラミング教育がよりよい形でスタートできるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）次に、ICT活用においてはよい側面だけではなく、留意すべき点についても考えていかなければならないと思います。子供たちが有害な情報に触れてしまうのではないかと、ネッ

ト依存につながるのではないかなどことが懸念され、子供たちがＩＣＴを適切に使いこなせるための取組が重要になると考えますが、中之条町の情報モラル教育、有害情報対策への取組についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）本町におけます情報モラル教育、また有害情報対策ということでございますが、まず、情報モラル教育の充実についてお答えをいたします。

情報モラル教育につきましては、主に中学校技術家庭科の学習指導要領の指導事項にあります。著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えることに基づき、各校の年間指導計画に沿って事業の中で指導しております。教科書では情報セキュリティーと技術、情報の安全な利用、この学習の中で情報モラルについて扱っております。

次に、有害情報対策への取組についてお答えをいたします。取組の一つとして、小学校中学校ともに外部指導者による児童生徒向けのアウトメディア講演会や、長期休業前の安全講話等を通して、インターネットに関わる事件、事故等の防止について啓発をしております。本町はご承知のとおり、アウトメディアについて力を入れておりますので、これらと連動させて指導を充実、徹底させてまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）中之条町のアウトメディアの取組に対して、一部の保護者からは時代が流れ、社会情勢が変化する中で、アウトメディアの取組を見直す必要があるのではないかとのお声をお聞きするのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員ご質問のアウトメディアの取組を見直す必要があるのではないかという点についてでございますが、まず中之条町のアウトメディアの取組についてご説明いたします。中之条町では、小中学生が安全で健康な学校生活を送れるよう、ゲームや携帯、インターネットなどの使用につきまして中之条町としての決まりを作成いたしております。中之条町アウトメディアの決まりといたしまして、小中学生には携帯を持たせない、ＳＮＳをさせない、ゲームの時間は１５分まで。テレビは、１回３０分以内という３点を基本的な考えとしまして、児童生徒及びその保護者に対しまして、メディア依存による悪影響についての啓発を行っております。議員ご指摘のとおり、社会像情勢が変化してきており、情報機器の利便性がますます向上してきている現状を考えると、携帯電話、スマートフォン等は、通信手段、情報の収集及び発信という点では便利なものというふうに思っております。しかし、処理するにあたり長時間使用やＳＮＳによる弊害のほうがかかるに大きいというふうに考えております。電子メディアに熱中するあまり、食事や睡眠がしっかりとれない。そして、依存症とともに健全な生活リズムを害してしまう子供、誤ったＳＮＳの使用により架空高額請求や性的被害など、犯罪に巻き込まれてしまう子供、さらには脅迫、名誉毀損など、自

ら犯罪を犯し、人生を台無しにしてしまうようなケースまで様々な問題が指摘されております。したがって、子供たちには将来的に所持や使用するときのために、義務教育の段階で思考力や判断力をはじめ、生きる力をより一層身につけさせ、通信機器を介するコミュニケーションよりも家族や友人との直接の会話を大切にする子供を育てていきたいというふうに考えております。今後も教育の出発点である家庭、教育の現場である学校、そして地域が一体となってアウトメディアに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）情報通信技術が進み続ける社会の中で生活する子供たち、また保護者の中には情報通信技術に対してそれぞれの考え方があるので、学校現場でのご苦労は大変であると思います。一番大切なことは、子供たちが、情報通信技術が進み続ける社会の中で、安心安全に生活を送るための環境をつくることだと考えます。そのためには、学校と家庭との連携が大切であると思います。そして、子供たちの学びが豊かになるよう、学校現場での I C T 活用が前進することに期待をしておりますので、引き続きの取組をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、学校現場における働き方改革についてお伺いいたします。国において教師の時間外労働が月45時間、年360時間以内とする上限ガイドラインが指針となったと伺っております。学校現場の働き方改革を進めるためには教師の在校等時間の把握と管理が必要であると思いますが、中之条町の状況をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの教員の在校等時間につきましては、学校ごとに県教委がエクセルで作成しました在校等時間記録ファイルで管理しております。学校は毎月の在校等時間記録の集計表を翌月初めに教育委員会へ報告いたします。教育委員会では、学校からの報告を教職員の勤務状況を一覧にまとめ、在校等時間を確認しております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）教師という職業を一人でも多くの人に目指してもらうためには、学校現場における働き方改革の推進は中之条町においても喫緊の課題であると考えます。そこで、教師の在校等時間の上限を学校管理規則に明記する準備は進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄） こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの在校等時間の上限を明記するための学校管理規則についてですが、県の条例制定を受けて町の管理規則を制定する準備を現在進めております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）学校現場における働き方改革を進める上で、大切なのは教師の業務内容の見直しであると考えますが、今後の教師の働き方改革をどう進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一） 議員お尋ねの今後の働き方改革の具体的な進め方ということでございますが、教育委員会では公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法でございますが、令和元年12月に一部改正されたことを受けまして、中之条町立学校職員の労働時間の上限に関するガイドライン及び中之条町部活動に係る方針、これを策定しておりましたが、その見直しを現在進めております。ガイドラインでは、業務の役割分担や適正化、業務の持ち帰りを行わないなどの具体的な方策を定めております。また、部活動に係る方針では、毎月の活動計画及び活動実績の作成や、適切な休養日の設定等の具体的な方針を定めております。これらのガイドラインと方針に基づきまして、今年1月から3月を試行期間、試し行い期間と位置づけまして、各学校では時間外労働時間を月45時間以内に向けた取組を行っているところでございます。このような中、それぞれの学校に応じた業務改善を進めておりますけれども、小学校と中学校とを比べますと、どうしても中学校では部活動が長時間労働の要因となっております。このため、一方策といたしまして管内校長会議におきまして、例えば朝と夕方の部活動指導の担当を分けて対応したらどうかというような提案をしたところでございます。これらの実践を踏まえまして、4月から各学校の実情に応じた働き方改革を進めることとなりますが、在校等時間を引き続き確認していく中で、月45時間オーバーするようなケースにつきましては、各学校とともに改善のための方策を探ってまいりたいというふうに考えております。併せて、保護者を含めた地域の皆様に教員の働き方改革についてご理解をいただくような方策につきましても検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香） 各学校が1月より試行的に時間外労働を月45時間以内に向けた取組を行っていること、また中学校では部活動が長時間労働の要因であり、その一方策を管内校長会へ提案したこと、さらには学校現場における働き方改革において、保護者含めた地域住民の理解が必要であり、その方策についても検討していく考えを確認させていただきました。4月から各学校の実情に応じた働き方改革が開始されますが、先ほど質問させていただいたICT活用を教師を支援するツールとして取り入れることによって、教材の研究、作成などの事業準備の効率化などが可能になると考えられ、学校現場におけるICT活用は教師の働き方改革にもつながるものであると考えます。そして、時間外労働を月45時間以内に抑えることに対して、様々なご苦勞があらうかと思いますが、学校現場における働き方改革へ引き続きの取組をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。3月8日、群馬県内で初めて感染者が確認され、3月17日時点で県内において10名の感染者が確認されている状況であります。中之条町では新型コロナウイルス感染に対してどのような対策を講じたのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 新型コロナウイルス感染の対策について、町の状況を申し上げたいと思います。

2月28日には新型インフルエンザ等対策本部に準じた新型コロナ対策への対策本部を設置し、イ

ベント等の中止、延期、縮小等の対応が決められました。詳細につきましては、議会事務局から議員各位にも送信させていただいたとおりでございます。その後、町有施設の貸出し基準についても協議し、本定例会会議の初日に配付をさせていただきました。また、教育委員会関係では2月27日夜の安倍首相からの小中高臨時休業の要請を受け、3月3日から3月25日まで管内小中学校の臨時休業を行うこととし、児童を保護者の保護下に置くことが困難な家庭の児童に対し、3月9日から3月25日まで中之条小学校の開放を行うこととなりました。併せて、放課後学童保育についても春休みと同様、午前中からの対応をお願いしているところでございます。町民への啓発といたしましては、2月1日付で咳エチケット、手洗いについての回覧、3月1日付で広報の掲載と新型コロナウイルス予防のリーフレットを全戸配布をさせていただいております。また、町ホームページ等にもイベントの開催状況を掲載しているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁の中に今後も状況を見ながら対応させていただきますとありましたが、何点か確認をさせていただきたいと思います。まず、一斉休校措置をとった自治体のうち一部自治体において、16日から小中学校が再開されたと聞いておりますが、これに対して中之条町では3月25日までの小中学校の休校措置をどうされるのか、次に東吾妻町で行った高校受験を控える生徒へのマスク配布についての見解、そして厚生労働省は2月28日付で乳幼児健診を感染拡大防止の観点から必要に応じ延期等の措置をとることを全国の自治体に要請したそうですが、乳幼児健診についてどう考えているのか、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）まず、今議員ご質問にございました小中学校の再開ということについてお答えをさせていただきます。

先ほど町長答弁にございましたように、本町では3月の3日から25日までの間、小中学校臨時休業としております。教育委員会としましては、国内感染の拡大を早期に終息させるために極めて重要な期間であることを踏まえまして、何よりも子供たちの健康、安全とともに、教職員の感染防止を徹底したいというふうに考えております。したがって、感染防止または感染拡大防止の観点から、現状では授業の再開は行わず、国、県の今後の動向等も注視しながら、25日まで引き続き休業を継続する予定ということでございます。また、東吾妻町でのマスクの配布というご質問がございましたけれども、マスクの配布につきましては現在教育委員会としては特に受験生を対象としてのマスクの配布等、東吾妻町がなされたようでございますが、考えてございません。しかしながら、今後季節性のインフルエンザあるいは新型コロナウイルス等の影響による感染の拡大が懸念されるような事態が発生した場合、管内各校の状況を確認しながら、マスクの配布等につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保険環境課長（唐澤伸子）議員質問の母子保健事業の実施に関わる新型コロナウイルスへの対応につきましては、2月28日付で厚生労働省より乳幼児健康診査、保健指導等の延期などの対応について通知がありました。これを受けまして、3月実施予定の健診、相談事業は一部を除き4月に延期をさせていただき対応をとらせていただきました。4月以降の健診、相談事業につきましては、会場の感染予防に努め、受付時間を分ける、あるいは期間を短縮するなどの工夫をする中で実施をする方向で現段階では検討をしております。また、毎週実施しております母子健康相談につきましては、個別の相談という形で対応しておりますので、予約によりこれにつきましては継続をさせていただいております。

以上です。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）休校措置、乳幼児健診の今後について確認をさせていただきました。新型コロナウイルスの感染者が全国的に広がり、イベントの中止や延期、そして公立小中高校の一斉休校措置など、社会生活に影響が出るような事態はそれぞれが初めての経験であります。そして、新型コロナウイルス感染が及ぼす影響は刻々と変化をしており、行政の対応においてもご苦労が多いことと思いますが、様々な対策を講じていただき大変感謝しております。特に3月9日より保護者の保護下に置くことが困難な児童に対しての中之条小学校の開放は、働きながら子育てをする方たちにとって大変ありがたい支援であると思います。また、東吾妻町で行った受験生へのマスク配布はマスクの入手が困難の状況において受験を控える子供たちに寄り添った支援であったと思いますので、答弁にもあったように、今後の感染症対策を考えていく中で検討していただけたらと思います。そして、新型コロナウイルスに対する国や県からの要請や情報を今後もの確に収集し、素早い対応と町の対策について町民への周知に努めていただきたいと思います。

次に、ウイルス感染症へ今後どう備えていくのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）未知の感染症の発生は、いつ起こるか分からない状況であります。特に新型インフルエンザにつきましては、10年から40年の周期で発生をしております。そして、そのほとんどの人が免疫を獲得していないことによって世界的の大流行となっております。大きな健康被害と社会的な影響が懸念されるとし、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、各自治体でも行動計画が作成をされているところでございます。今後も本計画と今回の対応を生かし、町として行うべき役割を再認識して、国、県、近隣市町村と連携をして、医療体制の確保、また感染予防、住民の生活支援等について対応をしていきたいと考えております。また、住民に対しても様々な影響が出るのが想定されるものですから、個人、家庭における対策として、感染予防の啓発をはじめ食料品や生活必需品の備蓄についても災害対策同様の啓発をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁の中にもありましたが、新型コロナウイルス感染は一定周期での発生が予想されており、そのことを想定し、行政として備えておくことが必要であると考えます。また、マスクの入手困難な状況や間違った情報が流れ、トイレットペーパーやティッシュペーパーが店からなくなる状況を見たときに、食料品と同様、生活必需品においても常に一定量を家庭に置いておくことにより、いざというときの混乱を抑えることができると考えます。また、ウイルス感染の拡大を防止するためには予防が大変重要であると考えますので、これらの啓発についても今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。新型コロナウイルス感染の終息はまだ見えない状況であります、行政と町民、それぞれの立場で今やるべきことをしっかりと行っていくことが大切であると思います。そして、一日も早い新型コロナウイルス感染の終息を願い、私の総括質疑を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質疑が終わりました。自席へお戻りください。

総括質疑の途中ですが、暫時休憩とします。

（休憩 自午後零時09分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

次に、関常明さんの質疑を許可します。

7番、関さん、ご登壇願います。

○7番（関 常明）議長の許可をいただきましたので、総括質疑に参加をさせていただきたいというふうに思います。

今、世界中で問題になっています新型コロナウイルスについて、町の現状対応というようなことについては、同僚議員に説明あったので、中身を共有をしたいというふうに思います。いずれにしても現状を見守って地道にみんなで努力をするということかなというふうに思います。それから、町民が一番知りたいがっているのは正しい情報を迅速に流していただくということ、これ一番だというふうに思いますので、そこを第一に町のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

教育委員会の問題についても触れていただいたのですが、若干これ説明をいただきたいかなというふうに思います。近所だとか、親戚だとかというのに子供が大分来ていまして、首都圏から疎開にきているということで、中之条の人口、子供の人口は増えているかなというふうに思います。もしかすると学校統合しなくてもいいぐらい子供が増えているのかなという感じもしますが、いずれにしてもかつていない状況だということなので、教育委員会の対応、先生方の対応については若干説明をいただければというふうに思っております。そういうことで、町と一緒に教育委員会は今までどういう対応をしたのかということについてお伺ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一） それでは、 閣議員からご質問のありました新型コロナウイルスに関わりまして、 教育委員会の対応につきましてお答えをさせていただきます。

これまでの具体的な対応につきましてまずお答えを申し上げます。 2月の27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項を踏まえまして、 臨時管内校園所長会議を招集いたしまして、 各校園所における感染拡大防止のための方策につきまして指示、 伝達をいたしました。 特に卒業、 卒園式の開催につきまして、 出席者の制限、 会場の工夫、 時間の短縮方法等の確認をいたしました。 会議終了後に実は首相から臨時休業の要請がございまして、 翌28日に政府要請が出されたことを受けまして、 28日14時から予定しておりました総合教育会議にて対応について検討いたしまして、 同日の16時30分から臨時校長会を招集いたしまして、 対応の詳細について検討いたしました。 ここで、 本町では先ほど申し上げたのですが、 3月の3日から3月の25日まで小中学校を臨時休業することといたしました。 また、 現時点では、 卒業式及び修了式、 離任式がございまして、 これにつきましては規模を縮小して開催することを確認をいたしました。 また、 臨時休業に伴いまして、 特に小学生においては保護者の保護下に置くことができないご家庭への対応につきまして、 3月2日、 3日と町長、 副町長、 そして学童保育の担当でございます住民福祉課長を交えまして児童の受け入れについて協議をいたしまして、 中之条小学校の開放について決定をいたしました。 その後、 3月3日午後3時に中之条小学校校長、 教頭と学校開放につきまして具体的な打合わせをし、 保護者に対する学校開放のご案内につきまして、 町教育委員会ホームページ及び中之条小学校のメール配信を利用し、 周知をしたところでございます。 また、 6日の16時から世話係ということでお願いをします町費支援員と、 受入れに関する詳細な打合わせを行いました。 そして、 9日から受け入れを開始している状況でございます。

なお、 対象は子供を保護者の保護下に置くことができないご家庭のうち、 小学校1年生から4年生の子供、 また特別支援学級に在籍する子供のうち希望者ということで受け入れをいたしました。 期間は3月の9日から臨時休業期間の最終日でございます25日までといたしまして、 開放時間は8時15分から16時45分までといたしました。 現在24名のお子さんのお申し込みがございまして、 開放に来る子供さんの時間帯が違うものですから、 1日平均約十七、 八名をお預かりしている状況でございます。 先ほど申し上げました世話係ということでお世話になっている方なのですが、 中之条の小中学校に配置しております町費職員でございます特別支援教育支援員、 英語指導支援員、 スクールバス兼学校図書支援員を充てさせていただいて、 安全に留意しながら、 自主学習、 読書、 運動または遊びをして過ごしている状況でございます。

なお、 この学校開放につきましては、 3月11日から13日までの3日間、 町防災無線にて大体夜の7時近辺だったと思いますが、 住民の皆様にも周知したところでございます。 特に年度末行事の運営に対する対応なのでございますが、 先ほど申し上げましたように、 3月13日には既に中学校のほうで、 卒業式を終了しておるところでございます。 時間短縮をしながら、 また参列者につきましても縮小

しながら実施をいたしました。残りの小学校あるいは幼稚園、保育所につきましても同様な形で実施をしまいたいというふうを考えております。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）日々情報が違ってきてしまって、相当、1 年かかるのかというような話もされています。アメリカの大統領は 7、8 月までかかるというような、たぶん無責任な報道ですけども、されているというようなこともあります。やっぱり子供のことですから、お父さん、お母さん方、父兄のみなさん、先どうするのだということはやっぱりご心配なのかなというふうに思います。ただ、今の時点でお答えをしていただいても、あまり中身として、ちょっと情勢として合っていない部分になってきてしまうのかもしれないのですけれども、いずれにしても長期的な対策というかな、先のことについて、もし話ができることがあるとすれば、この場で言っていただければと思います。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの長期的な対策ということだと思います。これにつきましては、国、県の動向をまず踏まえながら、引き続き手洗い、咳エチケット等の一般感染拡大防止策を徹底してまいりたいというふうに思っております。特に、学校教育、幼児教育の関係では年度末の、先ほど申し上げましたように、まだ小学校での卒業式、それから修了式、卒園式等を控えているわけですので、そういうものをはじめとして、また年度末の行事であります 3 月 31 日の退職辞令交付式、それから年度始めの 4 月 1 日の辞令交付式、そういうものが計画されておりますので、これらにつきましては教育委員会会議や、あるいは管内の校園所長会議等におきまして、対応策を検討していく予定でございます。今のところ県のほうは、実は連絡が入りまして 3 月 31 日の退職辞令公式、それから 4 月 1 日の辞令交付式につきましては、昔の県民会館でやっているわけだったのですが、中止との連絡入りました。本町といたしましては、年度末、年度初めの区切りの大事な辞令交付式ということですので、何とか状況を見ながら実施をしまいたいと、現状では考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）何度も言って申し訳ないのですが、流動的な事案であるということ、それから長期化を懸念をしなければならないということで、みんなでこれは対応すると、どこでも言っていることですから、そういうことに尽きるのかなというふうに思いますので、状況の推移を見守っていききたいというふうに思っています。

日本語サポート教室ということで、新規の計画として予算が計上されております。国際情勢、国内情勢も含めて考えると、移民元年というような言い方をされていますけれども、海外のいわゆる単純労働の人たちが、これは政府の対応を見てると合法なのか非合法なのかよく分からない部分も含めて必ず増えてくるということにこれからなってくるということでございます。このへんの質問は、10 年後を見据えてということになってしまうのかなという感じもするのですが、いずれにして

も現状の中之条町の日本語サポートの問題についてだけお話をしていただければというふうに思うのですが、まず中之条に居住する親が当然いるわけですが、居住をする対象の児童のみなさん、どのぐらいの人数がいるのかということをもまずお答えをいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの対象者につきましてですけれども、外国籍の児童生徒や帰国子女等、日本語の指導を必要とする児童生徒のうち本人及び保護者が希望をし、在学校の校長が申し入れた者として計画しております。また、人数につきましては、現在小学生10名、中学生5名の対象者がおります。その多くはフィリピン国籍であります、一部中国、タイの国籍を持つ児童生徒がおります。来年度につきましては、小学生8名、中学生6名、計14名が対象となる予定です。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）非常に大変な事業だというふうに思います。いずれにしても日本にせつかく、その時代に、その時代にというのは、子供の時代に生活をするために来ているわけですから、学業もちろんも当たり前なのですが、変なふうな偏見だとかいうのを持たないで、すすすく日本の子供たちと一緒に育っていただければということで、そういう希望はするわけですが、まず答えていただいたのですが、方法、人数とかというのは今こうやってお答えいただいたのですが、規模、規模というのはどの程度の話になるのかということと、それから方法です。これ大変な、担当の先生大変だと思うのですが、そのへんのことについてちょっとお答えをいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）ご質問の日本語サポート教室数についてでございますが、学校が授業日の放課後に今のところ週3回程度、夕方16時から17時までを小学生対象、17時から18時までを中学生対象として開室したいということを考えております。場所につきましては、ツインプラザの一室を利用することを考えております。また、指導にあたりましては専任指導員2名、うち1名は国語の教員免許所有者を配置できるように考えておりまして、予算要求をさせていただいております。なお、日本語サポート教室は、外国籍の児童生徒や、先ほど課長が申し上げましたように帰国子女等、日本語指導が必要な児童生徒に対しまして、日本語の能力を高め、学校での学び、そして日本社会へ適用できるように指導していくことを目的として、来年度から新規に実施することを現在目指しております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）中身についてはちょっと知るよしもないのですが、ちゃんとしゃべれる子と、それからそうではない子と、当然いるというふうに思うのですが、言葉をただ単に理解をしていただけるだけではなくて、日本の文化だとか習慣だとかいうのも生活する上で学校生活の中で非常に

大切になるというふうに思うわけです。そういうことも先生方に配慮をしていただければというふうに希望をします。それは、希望するということでございます。そういうことで、これからの事業ですから、折を見てまた中身の問題だとかというのは聞かせていただければというふうに思います。取組の先生、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

適応指導教室、これちょっと似ているのですが、全然違う話なのですが、「虹」の取組については、1回、当初始めるときですか、ちょっと質問をさせていただいて、それから学級にもちょっとお邪魔をさせていただきました。担当先生とちょっと話をさせていただいたこともあるのですけれども、いずれにしてもちょっと大人も住みづらい時代ですから、子供は当然そうなるというのは当たり前のお話ですから、このへんは我々がきちんとサポートしていくというのが第一歩だというふうに思っています。大人のひきこもりというのが今問題になっていますが、それが実はこのへんのところ、そのへんの年齢です、このへんのところというのは。そのへんが引き金になっているという統計もあるみたいですから、このへんは非常に大切だというふうに思いますので、きっちり取り組みをしていただいているというふうに思うので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。これも増員も含めた予算要求ということでございますが、いずれにしても今までの取組の成果というようなことで、そのへんも含めてご報告をいただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの適応指導教室「虹」の今までの取組の成果についてお答えをいたします。

適応指導教室「虹」は、ご承知のように平成30年4月、学校への不適応、特に登校できずに悩んでいる児童生徒及びその保護者に対しまして、学校への復帰を支援するために開設をいたしました。初年度末には、6名の児童生徒が入室をしております、学校への復帰を目指し指導を受けておりましたが、2年目でございます今年度末は10名に増えました。これは、学校に登校できない児童生徒が増えたのではなくて、適応指導教室の役割が周知されたことや指導体制の充実によって学校との連携が深まり、支援を必要としていた児童生徒や保護者に対し、よりきめ細かに対応できたことで適応指導教室につながられたケースが増えたためというふうに私ども考えております。支援体制の充実という観点からは、学校でも家庭でもない、その中間的な居場所である適応指導教室があることによりまして、児童生徒と保護者が支援、指導を受けられる体制になっていることも成果であるというふうに考えてございます。特に今年度につきましては、指導員を2名体制、1人がフルタイム、もう1人の方がパートといいますか、常勤ではなかったのですが、2名体制にさせていただきました。様々な役割の分担ができるようになりまして、指導の幅が広がったというふうに考えております。例えば、指導員の1名が児童生徒の指導に当たりまして、もう1名が保護者面談をしたり、学校に出向いて連携を深めたりするなど、柔軟に状況に対応した支援を行うことができるようになりました。このことによりまして、学校と適応指導教室とがスクールカウンセラーやスク

ールソーシャルワーカーなどと専門家を交えた連絡協議会を定期的に関くことができるようになったことも成果の一つと考えてございます。在籍児童生徒の学校への復帰につきましては、学校への復帰を果たす児童生徒がいる一方、継続指導中のケースもございます。今後も適応指導教室が学校と家庭のかけ橋、また学校に登校できずに悩んでいる子供の居場所となるようにきめ細かく取り組んでまいりたいというふうに思っております。そして、先ほど議員触れていただきました指導教室の指導員でありますけれども、今年度は何とか2人とも常勤の指導員を充てたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）生き物としての進化ということを考えると、やっぱり弱い者はいじめるというのは、生き物の本質だそうです。それをやっぱり教えていくというかな、ちゃんと学んでいくというのが、それが学習だと、基本がそこだというふうに思いますので、みなさんで、みんなで注目をし、サポートをしてあげられればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。取組の報告ということでいただきましたので、次に行きます。文化財の保護事業ということで、これも予算計上がされて話が進んでいるというふうに思います。これは、東谷風穴の話でございます。国の指定を受けて、富岡のほうにちょっと乗り遅れてしまったかなという感じがあって、看板はえらい早い時期にあそこに立ったかなというふうに思うのですが、その後なかなか事態が動いていなかったのかなというふうに思っておりましたら、別件でちょっと中之条の私の母校なのですが、中学校に行ったら、発掘をした資材だとか、材料だとか、使用した材料、それとかが並んでおりまして、これはちょっと町民のみなさんも含めてお披露目をしてこういう状況になっているというのは全員で周知をしていく必要があるのかなというふうに思います。近代遺産ですので、どういうふうに扱うのかというのはこれから順次質問をするのですが、いずれにしても養蚕で我々農家の人たちというのは、そういうことで我々を大きくなったわけですから、それどういうふうに取り扱うかというようなことも含めて、できればいい形で発掘をして残していただきたいというふうに思っております。なかなか私たちの常時注目をしていなかったのですが、世界遺産のしっぽでちょっと切れてしまったかなという感じがいましたが、いずれにしても指定を受けてから現在までの経過について、お話をいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、生涯学習課長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの東谷風穴が国史跡として指定を受けた後、現在までの経過についてお答えいたします。

東谷風穴は、下仁田町の荒船風穴とともに、平成22年2月22日に国の史跡に指定されました。風

穴における蚕種冷蔵は、年に1回が一般的であった養蚕の複数回化を可能とし、繭の産増大に大きく寄与いたしました。荒船風穴は、貯蔵能力が全国一の規模を誇り、取引先も全国に及んだのに対し、東谷風穴は主に吾妻郡内を取引範囲とするものの、地域単位の風穴としては全国でも有数の規模であることが評価されました。しかし、指定当時は昭和44年に取り壊されたままの状態となっており、見学が困難であるばかりか、施設の構造や文化財の価値を理解することも困難な状況でございました。整備に取り組み始めたのは平成25年度に東谷風穴保存管理計画策定委員会を組織してからであります。保存管理計画は、文化財の保存や管理、活用についての方針をまとめたもので、平成26年度に策定を完了いたしました。その後、史跡周辺の地形測量や石積み崩落箇所の土のうによる応急処置の実施を経て、平成29年度に東谷風穴整備基本計画策定委員会を組織いたしました。整備基本計画は、保存管理計画を踏まえ、史跡の具体的な整備方法をまとめるもので、現在は計画策定のための情報収集を目的とした発掘調査を実施しているところでございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）見せてもらったのですが、柱なんかはちょっと大分腐ってしまっているというふうなこともあるので、なかなか大変かなというふうに思うのですが、いずれにしても先人の知恵が結集をされた場所であるし、施設だというふうに思っていますので、いずれにしても大切にしていくなことかなというふうに思っています。今後のことということもあるのですが、あそこなかなか道路が大変なことになっているかなというふうな理解をしているのですが、道路なんかも含めて具体的にどういうふうに整備をしているのかということを、今の時点でお考えをお聞かせいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの今後の方針、特に道路も含め具体的な整備計画についてお答えいたします。

今後の整備の方針や計画につきましては、来年度策定予定の整備基本計画において盛り込むことになっております。整備基本計画策定委員会では、現在蚕種貯蔵に利用された1号風穴の石積みの復元を短期的な整備目標として位置づけ、それとともに安全に見学していただくためには道路も含めどのような施設が必要かということを検討しております。現在風穴へのアクセス道路につきましては、町道の幅員も狭く、路面状況が悪いことに加え、山側ののり面が急峻で土砂崩れが発生しやすい箇所もございます。このような状況でございますので、別ルートも視野に入れながら検討を進め、整備基本計画に盛り込みたいと考えております。見学者の安全確保のために必要な道路整備につきましては、担当課を含め連携を密にしながら、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）歴史的にいつ昭和44年まで稼働していたというか、発掘をしたというか、いず

れにしても最近までの話です。旧校舎がポンコツなのか、ビンテージなのかという境はどうするのだというような話にたぶんなるのかなというふうに思っていますので、これ価値の判断もいろいろ難しいのかなというふうに思うのですが、いずれにしてもさっきも言ったように先人が頑張って中之条の養蚕についてということでございますので、産業遺産として周知をさせる、周知、発展をさせるという具体策を持っていればちょっとお話、今の時点の話で結構ですので、お話をさせていただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一） 関議員お尋ねの産業遺産として周知、発展させる具体策ということでございますが、整備基本計画策定委員会では具体的な整備方法とともに、整備後の活用計画につきましても検討を進めていただいております。東谷風穴は、天然の冷風が吹き出す自然現象を養蚕飼育に利用した施設でございます。世界遺産に認定された荒船風穴とともに、我が国の養蚕、製糸業の発展に大きな役割を果たした風穴の代表例であることはもちろんのこと、なぜ冷風が吹き出すのかという地形的な特質や周囲よりも低温であることに適用した植生の出現など、歴史的な意義とともに、自然的な背景を学ぶことのできる貴重な遺産であるというふうに考えております。風穴及び周辺環境の学習の場をどのように提供するかということにつきましては、例えば学校教育における活用、養蚕や山里の伝統的な生活を体験できる機会の提供など、整備基本計画策定委員会におきまして、産業遺産として周知するための方策等につきましても検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明） いずれにしても発掘をしてこれからという事業ですので、検討しているというお答えのとおりだというふうに思います。町長、そういうことで、これは進めていくと、積極的に進めていくということによろしいですか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫） これにつきましては、今説明があったとおりでございますけれども、世界遺産の候補にもなった、最終的には世界遺産から漏れてしまいましたけれども、それほど貴重なものが中之条町にあるということでございます。関議員も申されたとおり、先人からの遺産であるというふうに思っておりますので、多くの方に見ていただく、そして子供たちがそこで学習ができるような、そんな体制をつくっていききたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明） そういうことで、次にちょっと進みたいというふうに思うのですが、企画サイドから四万温泉、それから奥四万湖のバス運行ということで予算が計上されています。このバスの運行について企画ということですので、そのへんの説明をちょっとしていただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫） それでは、バスの運行についてご説明をさせていただきたいと思います。群馬デスティネーションキャンペーンが今年の4月から6月まで、これが本番になるわけでございますけれども、ググッとぐんま観光宣伝推進協議会とJRグループが連携をして全国的な宣伝を展開することにより、観光客の誘致と定着化を目指す国内最大級の大型観光キャンペーンであります。キャンペーンの一環としてJR東日本の大人の休日倶楽部のCMが奥四万湖を舞台に撮影されたことを受けまして、多くのお客様が来町されることが想定されております。昨年のゴールデンウィーク期間中においても四万温泉には多くの来客があり、駐車場は満車となってしまう、昼食難民が発生したほどであったということであり、来町者への不快な思いを避けるためにキャンペーン期間中、四万温泉での駐車場や2次交通の運行を検討してまいりました。平日は、四万清流の湯から四万川ダム間を循環するバスを1台10往復運行をいたします。休日は、2台体制とするほか、奥四万湖を一周する町道万沢2号線を通行止めとし、湖を一周するバスを運行する計画となっております。料金につきましては、乗車1回100円として、財源は県の補助事業を申請し、お願いしているところでございます。

○議長（山本隆雄） 7番、関さん

○7番（関 常明） 公共交通対策ということで計画されているということなのですが、今観光事業全滅に近い形にちょっとなっているのかなというふうに思うのですが、DCに向けてこのへんのこと絡めて、町としてはどういうふうに考えているのかという、どういう期待をしているのかということとをちょっと感想お願いしたいというふうに思うのです。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫） JR東日本の担当者との打合わせにおいても、過去のキャンペーンで反響をいただいているということでございまして、何十倍もの観光客が押し寄せているということが実態でございます。先ほどちょっと前に前橋の大室古墳、これがコマーシャルに出ておりましたけれども、ふだんはここほとんど人がいないということでございますけれども、今は観光客が列をなしているというようなことでございまして、中之条町といたしましても大いに期待をしているところでございます。しかしながら、今まで議論があったように今年に入ってから新型コロナウイルスの感染が猛威をふるっていると。そして、全国において感染者、発症者が出ている状況下で日々情報が変わっております。何とも複雑な心境でありますけれども、今は感染症が一日も早く終息をし、多くのお客様に来町していただくことを期待をしているところでございます。

○議長（山本隆雄） 7番、関さん

○7番（関 常明） 中之条に限らず大変な状況だというのはこれ観光業界だけではなくて、世界中でそうだとということで、今ちょっと雑談の中で四万温泉、以外とお客様が減っていないよという話をして、群馬県は人口密度の関係で大丈夫なのだろうという、そういうイメージがあるのではないかと

とかいう話をちょっとしたのですが、いずれにしてもこれはもう何十年、何百年に一遍の初めてのケースですので、これまた何か努力したからって回避できる問題ではないので、いろいろな意味で事態を見守るということになろうかなというふうに思っています。そういうことで、次に移らせていただきたいというふうに思います。

障害者自立支援について、町長これプロの部分かなというふうに思うのですが、昭和24年、25年ぐらいにかけて改革をされた、大改革だというふうに理解しているのですが、いずれにしてもこれ当町で議論をしてどうのこうのという中身ではなくて、国の言ってみれば法律によって方向性決まるし、対策も当然そこから出されるということなので、問題の本質についてはここで議論する中身ではないというふうに思っているのですが、いずれにしても障害者の自立支援法について、非常に大切な中身だというふうに認識をしています。現在、町の障害者自立支援についてどのような状況になっているのか、町の扱いについて説明をいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）町の障害者自立支援についてお答えいたします。

障害保健福祉政策は、ノーマライゼーションの理念に基づいて充実が図られてきました。障害のある人々が利用できるサービスを充実し、地域生活の推進を図るため、平成25年4月の障害者総合支援法施行により総合的な自立支援システムの運営を行っているところでございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）そういうことでしょうか。答弁も限界があるというふうに思うので、国の法律も含めて思うのですが、自立支援ということについて、冒頭、自立支援ではないのではないかという、そういう方向になったのではないかという感想をちょっと言わせていただいたのですが、自立支援の中で自立支援給付について、どんな体系になっているかということをお話をさせていただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）自立支援システムの中の自立支援給付についてお答えいたします。

自立支援給付とは、障害者が福祉サービスを利用したとき発生する利用料を国、県、市町村が一部負担する事業でございます。介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具により構成されております。在宅の障害者が居宅介護や重度訪問介護等の支援を受けたり、障害者施設に入所して支援を受ける場合には介護給付、比較的軽度の障害者に日中活動をする機会を提供する就労継続支援等を受ける場合は訓練等給付に位置づけられています。自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療などがございます。補装具については、補聴器や車椅子等の購入を補助する等のサービスがでございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）説明をいただきました。介護給付の状況、どんなような状況になっているかということも併せてご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）介護給付についてお答えいたします。

介護給付には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護のサービスがございます。町全体で67名の利用がございます。これらのサービスを障害者が利用した場合の利用料を一部負担するという事業でございます。特に利用者が多いサービスを申し上げますと、施設入所支援の利用者が28名おり、県内の入所施設で支援を受けながら生活しております。また、重度の障害を持っている方が食事や排せつ、入浴などの支援を受ける生活支援は46名が利用しております。

以上です。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）何か同じような話になって私も混乱しているのですが、いずれにしてもこれは制度の問題ですので、我々もきちんと中身も理解をしていかなければならないし、福祉の基本になっているというふうに思っていますので、そういうことで続けたいというふうに思うのですが、訓練等の給付というようなことが併せてあるのですが、このへんの状況についてどうなっているのか、町の状況をちょっとお話をいただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）訓練等給付には自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスがあります。全体で73名の利用がございます。これらのサービスを障害者が利用した場合の利用料を一部負担する事業でございます。特に就業継続支援の利用者が増加傾向にございます。今年度のみで利用者が8名増えております。この就業継続支援は、日中福祉事業所で障害者を預かり、農作業をしたり、電気部品の組み立てなど受託作業をしております。また、就労移行支援の利用者も増加しており、今年度のみで4名増加しております。この就労移行支援は、比較的軽度の障害者で就労希望の方向けにパソコンスキルや礼儀作法等を指導して、一般就労や障害者雇用等を目指すサービスということでございます。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）いずれにしてもそういうことで制度のお話をいただいたのですが、相談支援事業と自立支援協議会はこのへんが主体的に扱いをしているということなのですが、町としてどのような運営がされているのかということをお話をいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）相談支援事業につきましては、郡内6か町村共同で2か所の社会福祉法人に委託をしており、圏域内での総合的、専門的な相談支援やサービス等利用計画の点検、地域移行や地域定着に関する調整や障害者の権利擁護や虐待への対応、差別解消などの業務を行っております。自立支援協議会につきましては、地域における障害福祉に関する関係者による連携や支援体制に関する協議の場という位置づけで、吾妻郡内の町村が共同で設置、運営をしております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）どうもありがとうございました。いずれにしても我々も一緒に勉強していくということだというふうに思います。1万6,000弱の町でいろんな利用者、人数を挙げていただきましたが、大体2桁ですよ。それが多いのか少ないのかというのはちょっと分かりませんが、いずれにしても非常に大切な部分だというふうに理解をしていますので、我々も一生懸命勉強していきたいというふうに思います。以上のことを申し上げて、私の総括質疑を終わります。

以上です。

○議長（山本隆雄）関常明さんの質疑は終わりました。自席へ戻りください。

ここで暫時休憩とします。

（休憩 自午後1時45分 至午後2時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

次に、唐沢清治さんの質疑を許可します。

8番、唐沢さん、ご登壇願います。

○8番（唐沢清治）議長のお許しをいただきましたので、4項目について提案を中心に総括質疑を行います。

まず最初に、マリッジサポート事業についてお伺いをいたします。この事業をより魅力あるものにするため、私なりの提案をしたいと思います。結婚新生活支援事業は、国が2分の1で上限30万、34歳以下で夫婦所得合わせて340万という制限があります。これを町独自に緩和することにより、定住、移住を促進することができるのではないかと思います。例えば年齢は40歳まで、夫婦合わせての所得が500万円まで、補助金は町民またはこれから町の住民になることを条件に期間を設けてはいかがでしょうか。期間を10年として、最初の年は50万円、2年目より10万円とすれば2人で10年住んでもらえれば140万円の支給。そして、子供が2人生まれれば10組10年間で1400万円の事業で400人の人口を確保することが可能ではないでしょうか。人口減少を食い止め、魅力ある町づくりのため、独自の施策として取り組んでみたらと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、唐沢議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

結婚新生活支援事業補助金につきまして、補助対象年齢あるいは所得条件を町独自で緩和できな

いかという提言をいただいたわけでございます。この結婚新生活支援事業補助金でございますけれども、所得の少ない方でも安心して新婚生活が始められるように町が居住費などを支援していくもので、家賃や引っ越し費用などが対象経費となります。30万円上限として申請に基づき、新婚夫婦に補助されるものでございます。また、この補助金を受けるためには、婚姻日の年齢が夫婦ともに34歳以下であることや、夫婦の所得の合算額が340万円未満であること、さらに結婚を機に中之条町に居住することなどが要件となっております。なお、この補助制度は国の定めた要綱に基づき、県が地域少子化対策重点推進交付金として事業を行っている市町村に補助率2分の1の金額を補助するものでございます。群馬県では沼田市をはじめ7市町村がこの制度を活用して事業を実施しておりますけれども、中之条町では補助事業が始まって早々に事業を開始しております。これまで先進的な取組を行ってきたところでございます。

議員のご意見につきましては参考とさせていただきたいと思いますが、要件等を緩和するためには、多額の町単独の財源も必要となります。また、県では補助基準の緩和を国に要望するという動きもあることから、この動きを注視して事業を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）町では以前、新婚お米プレゼントの事業で結婚して居を中条町に構えた人は23人、また、昨年婚姻届を出した人は217人、20組でも2,800万円で800人の人が住む可能性があり、50組でも7,000万円で2,000人の人が町に住む可能性があります。そんなに財政的に厳しいとは私は思えないので、ぜひとも対応できる金額だと思いますので、ぜひとも独自に先進的な事業としてお考えをいただければありがたいと、そんなふうに思っております。また、他の地域からの移住者も期待することができるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、ご検討のほどひとつよろしく願いいたします。

次に、昔から言われていることでありますが、おせっかいおばさん・おじさん制度をつくったと思いますが、どうでしょうか。例えば町独自に群馬県の取組として、ぐんま赤い糸プロジェクト、ぐんま縁結びプロジェクトなどありますが、これらに結びつける縁結び世話人の数を増やし、横のつながりを強化するとともに、おせっかいおばさん、おじさんという身分をつくり、公認することで活動がやりやすくなると思いますが、踏み込んだ施策を行うお考えはありますか、お伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）結婚を仲介するおせっかいおばさん・おじさん制度についてお答えいたします。

現在、群馬県では未婚化、晩婚化に対応するため、ぐんま縁結びネットワーク事業を実施しております。これは、登録された独身の方に対して縁結び世話人の方が相手を引き合わせる活動をボランティアで行っております。この縁結び世話人は、群馬県地域婦人団体連合会の会員で必要な研修を修了された方が当たっており、群馬県全体で166人が登録されています。うち吾妻郡では15人、さらにそのうち中之条町では5人の世話人の方が登録されているところでございます。活動が始まった平成22年から現在まで県全体で182組が結婚され、うち中之条町では4組が結婚まで至っているところでございます。県ではこの縁結び世話人の高齢化などから事業の継続が危惧されており、新たな支援対策やシステムの開始が検討されているところでございます。中之条町としても県のような新たな結婚支援施策に参加し、少しでも結婚に結びつくような事業に協力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ぜひとも積極的な取組をお願いをいたします。

次に、美野原農業公園構想事業についてお伺いをいたします。そもそも美野原農業公園構想事業とはどのようなものかをお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）美野原農業公園構想についてお答えをさせていただきたいと思います。

この構想につきましては、現在農業が抱えている様々な問題を解決し、町の基幹産業であります農業と観光を結びつけることで、町を元気にすることを目的として実施するものでございます。中之条町の最優良農地であります美野原、成田の約200ヘクタール、高地全体を農業公園として捉え、中之条ガーデンズをその中心施設として位置づけてまいります。この地域で採れる農産物のブランド化や農水加工から販売まで行う6次産業化、さらには地産地消による域内流通の強化を進めることで、農家、学校、各種団体及び行政等が力を合わせて将来的に農業が維持、発展できるよう取り組む事業でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございました。理解をいたしました。ぜひとも、相当前から始まっている事業だと思いますので、よりこの事業をビジョンに対して積極的に取り組んでいただければと、そんなふうに思います。

次に、農業担い手就労型推進業務委託料961万6,000円は新しい事業だと思いますが、どういうもので、どこに委託するのかをお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）美野原農業公園構想事業で行う農業担い手就労型推進業務委託についてお答

えいたします。

この業務委託の内容でございますが、美野原農業公園構想の実現に向け、地域創生プロジェクトを支援するふるさと財団の地域再生マネージャー事業に応募し、昨年7月に専門家による短期診断が実施されました。診断の結果、当町には素材的には大変よいものがたくさんあるので、それをうまく結びつける仕掛けが必要だとの報告をいただきました。そこで、令和2年度から本格的に取り組むために、同財団の地域再生マネージャー事業の外部専門家活用助成を申請したところ、ふるさと財団の採択を受けたものでございます。ご質問の業務委託につきましては、この外部専門家に地域の農産物を使った特産品の開発から販売までの仕組みを整える業務を委託するものでございます。委託先は、短期診断と採択となった実施計画づくりを行ったふるさと財団の地域再生マネージャーである株式会社DMGフォース代表取締役の塚田佳満さんを予定しております。塚田氏は、マーケティングの専門家で多くの企業や自治体でアドバイザーとしての実績を積んできた方でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございました。

地元の人の意見等、そういうものは考えているのでしょうか。取り入れるということ。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）この専門家の方が地元の農家さんとか地元のお店だとか、そういう方々と協力していろいろな特産品を作ったり、また中之条で加工できない技術だとか、そういう知識的なもの、そういうのは外の外部に委託して、それを町内の農家さんとかお店で、実際製造したり販売したりする、そういうことを整えるものでございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）美野原農業公園構想というのは少し見えてきたような気がします。ぜひとも推進をしていただきたいと思います。

次に、神保家住宅保存活用計画策定業務委託料についてお伺いをいたします。神保家住宅保存活用計画にあたり、地元の人の意見、要望等を十分に聞いていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）これにつきましては、生涯学習課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの神保家住宅保存活用計画にあたり、地元の人の意見、要望等を十分に聞いてもらいたいとのご質問にお答えいたします。

今年度、神保家住宅保存活用検討委員会を組織し、その委員6名の中に地元の区長さんに加わっ

ていただいております。既に1月21日に委員会を開催しており、貴重なご意見を伺っております。
今後も引き続き委員会におきまして、地元の意見をお寄せいただければと思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、地域づくりについてお伺いをいたします。神保家住宅保存活用計画が進む中、この地域は景観がよく、高齢化が進んでいますが四万温泉に近く、四万温泉からの帰り道として富沢家、伊参スタジオ、イサマムラ、白久保のお茶講、道の駅とつながり、観光には恰好の場所だと思います。景観を維持する施策を併せて行っていただければと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）議員おっしゃるとおり、伊参地区におきましては多様な観光資源あるいは歴史的、文化的資源などに恵まれております。そして、四万温泉や道の駅などのアクセスを考慮すると、観光に適している地だというふうに思います。そして、また日本で最も美しい村連合に伊参ビレッジ協議会として加盟して、里山景観の保全に取り組まれております。12月定例会の一般質問により議員からご指摘いただきました。地域の人材や自然や文化を生かした地域の自主的、主体的な取組が重要であると考えております。景観の維持に関する施策としては、景観条例に基づく景観助成金がありますが、伊参地区は景観形成重点区域に指定されており、令和元年度15件の事業が実施されております。また、令和2年度当初予算におきまして、道の駅たけやまの周辺の景観を整備する補助金や多面的機能支払交付金事業などを予算に計上させていただいているところでございます。地域の実情をよく知っている町民のみなさん一人一人の町づくりに対する思いを結集し、町民と行政が一体となって協働による地域づくりを今後も進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございました。観光というのは、旅行をして景色など見聞することとあります。同僚議員の質問の中で、町長は整備されたところしか人が来ない、感動分岐点というのがあるなどとおっしゃっておられましたが、ぜひともそのへんを考慮していただき、地域としてのあの地域の特徴を生かして、そのへんのところを考慮して何らかの方策を考えていただければありがたいと、そんなふうに考えております。そういうことで、中之条町ガーデンともつながりのあることなので、観光ということであれば、ひと所ではなくやっぱりそういうつながりをもって取り組むことが大事かなと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）唐沢清治さんの質疑が終わりました。自席へお戻りください。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 自午後1時21分 至午後2時50分)

○議長（山本隆雄）再開します。

次に、安原賢一さんの質疑を許可します。

9番、安原さん、ご登壇願います。

○9番（安原賢一）大変お待たせいたしました。たぶん私が最後かと思うのですが、通告にあるとおりなのですが、今回は本当にただ一つだけなのですが、ちょうど私が40数年前、まだ20代半ばに差ししかかるかというときに、まるつくべをして待っていて、村の消防の偉い人が「消防団に入ってくれるかい」と言って、「ははあ」と言って、「お願いします」と言ったのを今でも覚えているのですが、実は幾日か前にうちのやっぱり村の消防団員の部長さんが、「いやあ、賢ちゃん、13人目でやっとな。おら、よせねえかと思った今回、消防を」と、そういう話をされまして、これも今に始まったことではなくて、我々が議員になった頃から消防団員の勧誘に非常に団員のみなさん大ごとをしている、役員のみなさん非常に大ごとしているという話は聞いていて、声かけられるところは声かけたり、応援できるところは応援したりというふうにしてきたのですが、ともかくここに来て消防団員の何というか、成り手不足というのが本当に深刻化していて、我々の時代の消防団員に入れてもらえるの待っているというような時代は過去のことになってしまっていて、これから我々議員もそうですし、また町の執行部はじめ職員のみなさんも、もちろん職員の皆様は率先して入らなければならないような状態に今なっているのが現状だと思うのですが、これからみんなで相談して何とか消防団員の勧誘に協力をしていただけたらと思うので、いい案があったらよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、安原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今、切実な問題を提起していただきましたけれども、前々からこの消防団員の確保については大変な事態になっているということを聞いております。そして、現実には各消防団の団員が集まらなくて、部長をして下に潜って、もう一度部長するぐらいな、長く勤務をしてくれる方もいらっしゃるという話も聞いているわけでございます。これは、恐らく全国的な問題でありまして、中之条町のほうはまだ参加率が高いのかなというふうに思っているところでございますけれども、平成22年に六合村との合併をしたときに、388人の団員がいらしゃったわけでございますが、現在では320人ということで、この10年間で68人が減少しているということでございました。この減少傾向が続きますと、地域の防災力の低下が懸念されるわけでございまして、どうしても数の確保、そして質の向上を通じて消防団の災害対応能力を向上させる必要があるというふうに思っているところでございます。

その中で、総務省の消防団の確保方策に関する検討会というのがございまして、幾つか提言がご

ございました。1つとして、多様な人材に消防団に入団してもらうため、消防団の知名度、イメージアップのための取組や働きが重要であること。1つとして、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う大規模災害団員の枠組み例を示し、各地方公共団体での導入を促進すること。1つとして、女性、地方公務員、消防職員OB、消防団員OB、学生等の多様な人材の消防団への参加を促すことの必要性。1つとして、消防団員が所属する事業所の理解促進、消防団協力事業所制度の導入促進、協力事業所に対するメリット等の必要性。そして、最後の1つとして、活動実態に見合う適切な年額報酬や出動手当の支給、消防団の装備の集中的、計画的な改善について、引き続き取り組む必要などが掲げられているということでございます。

中之条町の取組でございますけれども、団員が所属する事業所の理解促進が必要であるということから、啓発を行うとともに、消防団協力事業所に対する効果的なメリットを設ける措置も必要ですので、一例として町の入札参加資格における格付審査において、団員数に応じて加点を行っております。そして、消防団員の処遇、装備の改善等につきましては、活動実態に見合う適切な額の年額報酬等の支給、消防団の装備の集中的、計画的な改善について、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。また、災害時に求められる多様な役割を果たすために必要な知識、技術を身につけるための訓練の充実にも努めてまいります。消防団員や家族に対する福利につきましては、民間事業者のスポーツ店や飲食店から消防団員割引カードの提供等、ご協力をいただいております。中之条町といたしましては、以前は四万清流の湯無料入浴券の配布を行いましたが、利用者が少ないことから現在は見合わせております。今年度は、周遊チケットの希望者への配布をご案内しておりますけれども、申し出はない状況でございます。今後の対応につきましては、消防団の要望を聞きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

私は、消防団員につきましては究極のボランティアだというふうに思っております。災害が発生したときには自分の仕事あるいは家族を犠牲にしても出動する。そして、時には災害に巻き込まれることもあるという、こういった危険を顧みず、消防団活動に参加していただいているということでございます。そのために、中之条町、そして地域を守っていただけるという崇高な精神を持って対応している消防団のみなさんに深く敬意を表するところでございます。団員のみなさんの意見を聞いて、できることはぜひやっていきたいと。そして、魅力ある消防団ができて、そして参加できる、そんな体制ができればというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）いろいろとありがとうございます。本当に大変な事態でありまして、私も一緒に行きたくて行ったことがあったのですが、たしか私のしばらく前に先輩として部長までしてくれた人の息子さんのところに行ってお願ひしたら、お父さんが絶対的に応援してくれるかと思ったら、そっぽを向いてそっと出ていってしまったということがありまして、いや、本当にこれは困ったことだなと思ひまして、せめて消防経験者のみなさんには「息子を入れてくれるように頼まい」という

ので、頼み歩いたことがあるのですけれども、「いやあ、消防は容易じゃないからな」と言われて、「だけど、俺なんかしたときは、先輩楽しかったんべ、消防は」と言うと、「俺なんかのときと時代がちがうわな」と、そういうふうに言われてしまうので、何とか今ちょっと町長も言われたように、だんだん人員を減らしてとか、だんだんもちろん統合したりとかという話も聞こえているのですが、やっぱりここへ来て災害も増えている、いろんなことで本当に自分たちの仕事も放り出して全て放り出して飛び出してくれて、地域の人のために本気で頑張ってくれる、そういった本当に中之条町の最高のボランティア団体だと思うのです。幾らかでもお金をもらっているからボランティアではないと言った人もいますけれども、そんなことはない、みなさんも知ってのとおり本当に報酬はみんな部の運営に使われて、自分たちで実際に使っているお金なんていうのはない、本当はそれは言うてはいけないのだそうですけれども、それが実態ですから。ですから、だんだんにこれからは消防団員の、せめて年に1度の旅行の費用ぐらい出るぐらいの報酬をやるとか、お金だけではないと思うのです。本当にお金はどうでもいいという気持ちでやっている人たちがほとんどなので、そういった気持ちはないと思うのですけれども、ただ我々が見ていても年に1度の旅行の旅費ぐらいは出してやりたいやなと、よく村内でOBとしてそんな話も言っているのですけれども、ぜひ消防団員がいなくなるということは、地域のコミュニティもどんどん、どんどん欠落していくということで、昔はやっぱり消防つながりで村が回っていたというところがあったのですが、それがどんどん、どんどんなくなってきているので、やっぱり消防団員が全て偉いというわけではないのですが、地域のため、またはみなさんのため、また特に1人で暮らしている老人の方とかいますから、そういう人たちのことも消防団員は月に1回ぐらいはちゃんと回って見てくれたり、いろんな面で、ただ消防車乗って火事があったら飛び出していくだけではなくて、日頃の予防消防だとか、地域のそういったちょっと気にかけてやらなければいけない人のところをのぞいてくれたりとか、そういったことも全て消防団員がやってくれているのが今の中之条町の現状だと思うのです。だから、消防団員を勧誘できないことに非常に残念だと思っているのですけれども、中之条町の消防団員こんなに素晴らしい仕事をしているのだとか、こんな立派な地位にいるのだとか、立派なことをやっているのだということをもっともっと一般の人たちにも知っていただいて、この前も若い人たちに、「お前なんか飲んじゃ帰って、朝方帰るようなことをしてて、奥さんに点数がねえんだもん、周りに点数なんかるわけねえだんべや」と言ったのですが、それもまた消防団員だと思って許していただいて、ぜひ町としても全面的にバックアップしていただいて、勧誘に関してはいないところを諦めて欠でいいではなくて、区長さんにもお願いしたり、地域にもお願いして、何とか枠だけいっぱいにしてもらうように努力できればありがたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）安原議員とそっくり同じ考えでございますけれども、この消防団員の役割というのは非常に大きなものがあるというふうに思っております。もちろん火災や災害に遭ったときには

率先して出ていただけると、これは地域のみなさんが本当にうれしく思っている、心強く思っている一つかなというふうに思います。そして、独り暮らしあるいは老人の夫婦の家庭が今増えてきているわけでごさいます、相談する相手もいない、心配してくれる人もいないというときに、消防団員の人が火防回りとか、あと歳末夜警戒とか、鐘を鳴らして通ってくれるだけで心強く感じているのかなというふうに思っておりますので、ぜひともその消防団の数の確保、これは喫緊の課題でありますし、一番難しい問題でありますけれども、力を合わせてそれはやっていく必要があるかなというふうに思います。消防団に対する一時は酒ばかり飲んでというような批判もあったりして、いろいろ消防団として残念なところもあったわけでごさいますけれども、今消防の点検のときに表彰がございます。こういったものは広報に掲載をしておりますけれども、さらにこういったものを地域でこれだけお世話になって表彰されましたよという、そういった功績も地域の方に分かっていたくということも大きな励みになるかなというふうに思っておりますので、消防と協力をさせていただいて、そういったものがもしできるようであって、そして消防団のやりがいにつながるようなものがあれば、ぜひ実施をしてまいりたいというふうに思っております。

そして、旅行費用とか、そういった経費的な問題であれば、金額、お金を出せばそれが確保できるようであれば、一番簡単なわけでごさいますけれども、ここらへんもそればかりではないよという意見もたぶんあるのかなというふうに思いますので、これもよく消防団長をはじめ消防団のみなさんと相談をしてみたいなというふうに思っております。

そして、消防活動もある程度精選をしていかないといけないのかなというふうに思っております。町の責任としていろんなイベントにも出ていただくということで、消防団のみなさんも今気持ちよく出ていただいておりますけれども、これも大きな負担になっている部分があるかなというふうに思っておりますので、そういったものを総体的にちょっとこの際、検討をしてみる必要があるかなというふうに思っております。いろいろな機会にちょっと相談をさせていただき、また議員のみなさんのご指導、ご協力もいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）ありがとうございました。本当に大変な問題だと思うのですが、ぜひ、よろしくお願いいたします。これだけで、今日の質問は終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）安原賢一さんの質疑が終わりました。自席へお戻りください。

以上で質疑を終結したいと思います。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま審議中の議案第1号から第25号につきまして、審議の都合上本日はこれまでとします。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の明日3月19日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。
本日はこれにて散会します。
長時間にわたりお疲れさまでした。

(散会 午後3時08分)

招集年月日 (会議)	令和2年3月19日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和2年3月19日 午前9時30分						
	散会	令和2年3月19日 午前11時27分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		8番 唐沢 清治	9番 安原 賢一			10番 小栗 芳雄		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長	木暮 浩志		書記		山本 誠	
		議事書記	田村 深雪		書記		関 侑介	
		議事書記	鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 3 号

(令和 2 年 3 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分開議)

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第 1 | 議案第 1 号 | 令和 2 年度中之条町一般会計予算 |
| | 議案第 2 号 | 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 3 号 | 令和 2 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 4 号 | 令和 2 年度中之条町介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 5 号 | 令和 2 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算 |
| | 議案第 6 号 | 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算 |
| | 議案第 7 号 | 令和 2 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算 |
| | 議案第 8 号 | 令和 2 年度中之条町下水道事業特別会計予算 |
| | 議案第 9 号 | 令和 2 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 議案第 1 0 号 | 令和 2 年度中之条町発電事業特別会計予算 |
| | 議案第 1 1 号 | 令和 2 年度中之条町自動車教習所事業会計予算 |
| | 議案第 1 2 号 | 令和 2 年度中之条町上水道事業会計予算 |
| | 議案第 1 3 号 | 令和 2 年度中之条町簡易水道事業会計予算 |
| | 議案第 1 4 号 | 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 1 5 号 | 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 1 6 号 | 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 1 7 号 | 中之条町職員定数条例の一部改正について |
| | 議案第 1 8 号 | 中之条町消防団条例の一部改正について |
| | 議案第 1 9 号 | 中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例制定について |
| | 議案第 2 0 号 | 中之条町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について |
| | 議案第 2 1 号 | 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第 2 2 号 | 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | 議案第 2 3 号 | 四万へき地診療所使用料手数料条例の一部改正について |
| | 議案第 2 4 号 | 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について |
| | 議案第 2 5 号 | 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第 2 | 議案第 2 7 号 | 令和元年度中之条町一般会計補正予算 (第 7 号) |
| | 議案第 2 8 号 | 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) |

- 議案第29号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第30号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第31号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第32号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第33号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）
議案第34号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
第3 議案第35号 中之条町過疎地域自立促進計画の変更について
第4 議案第1号 中之条町議会委員会条例の一部改正について
第5 請願第1号・第2号、陳情第1号
追加日程第1 議案第2号 議案 「若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書」の提出について
第6 議員派遣の件

○

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。第1回定例会、3月定例会議の本会議も本日で3日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議お願いいたします。

さきに、全員協議会で調整されたとおり、追加議案を日程に追加しました。

また、各委員会から報告書が提出されていますので、お手元に配付しています。

なお、会議終了後、退職される管理職のみなさんからご挨拶をいただく時間を持ちたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、定例会議において議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可しています。

つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用についてご協力をお願いいたします。

また、感染症対策として換気を行うことが重要ですので、1時間に5分程度の換気を行いますので、ご承知ください。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

傍聴者につきましては、写り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ここで諸般の報告を申し上げます。昨日、群馬県市議会議長会と群馬県町村議長会の連名で新型コロナウイルス感染症対策に対する緊急要望を群馬県知事宛てに提出いたしました。写しを配付しましたので、後ほどご覧ください。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

- ◎ 議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計予算
- ◎ 議案第 2 号 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計予算
- ◎ 議案第 3 号 令和 2 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 議案第 4 号 令和 2 年度中之条町介護保険特別会計予算
- ◎ 議案第 5 号 令和 2 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
- ◎ 議案第 6 号 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
- ◎ 議案第 7 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 8 号 令和 2 年度中之条町下水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 9 号 令和 2 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎ 議案第 10 号 令和 2 年度中之条町発電事業特別会計予算
- ◎ 議案第 11 号 令和 2 年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- ◎ 議案第 12 号 令和 2 年度中之条町上水道事業会計予算
- ◎ 議案第 13 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業会計予算
- ◎ 議案第 14 号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 15 号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 16 号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 17 号 中之条町職員定数条例の一部改正について
- ◎ 議案第 18 号 中之条町消防団条例の一部改正について
- ◎ 議案第 19 号 中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例制定について
- ◎ 議案第 20 号 中之条町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について
- ◎ 議案第 21 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◎ 議案第 22 号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◎ 議案第 23 号 四万へき地診療所使用料手数料条例の一部改正について
- ◎ 議案第 24 号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第 25 号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第 1、議案第 1 号から第25号を一括議題とします。

これより討論に入ります。

最初に、原案に対して反対者の発言を許可します。1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）おはようございます。議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計予算に対して反対の立場で討論します。

昨年10月から消費税10%に増税となり、家計や営業に大きな影響を及ぼしています。総務省の家計調査によると、増税後の実質家計調査は低迷が続いています。こうした状況に子育て世代や年金者、中小業者からは苦しい生活実態を訴える人がいます。今回の予算は、町民の実態に寄り添った予算となっているのか。財政は行政の鏡と言われます。今回も100億円を超える予算、102億3,300万円、前年から1億5,600万円ほど増えています。増えていればいいわけではなく、その使い方がどうなのかということです。少子高齢化が深刻だと言いながら、教育や福祉の面では抜本的なてこ入れがない。昨年からは始まった給食費の無償化は、家計への直接の支援につながる対策ではありませんが、いまだ産科がないことや少子対策の具体的なものが示されていない。

その一方で、中之条ガーデンズへの大型予算の投入をして、町民にとって本当に必要な施設のか、理解の得られていないまま突き進んでいること。中之条ガーデンズへのこれまでの投資でどれだけの費用対効果があるのか、未知数なまま。著名なガーデナーが携わったことだから、きっといいものができるという希望的な見解だけで、これだけの箱物を造ってしまい、その修繕や維持管理の面での将来的ビジョンが示されていません。町長がおっしゃっている交流人口の増加は確かに大切なものかもしれませんが、今住んでいる町民の安心や幸せを一番に考えていただきたい。

とりわけこの間、六合の地域の重要な医療機関である六合温泉医療センターの移転やつつじ荘の廃止は地元介護施設があることで、将来お世話になれる場所があるという安心感を奪いました。また、地域の宝である子供たちの重要な学校の六合中学校の統合問題が一人歩きして、地域の住民や保護者、子供たちに大きな不安を与えました。文教民生常任委員会での悲痛な中学生の訴えを町長もお聞きになったと思います。

予算のスリム化は重要であっても、大事な福祉や教育への切り捨ては人口減少へと拍車をかけるだけです。中之条のよさは何年たっても変わらない、その風景にあると思います。こうした中之条町を守っている住民の生活を第一に考え、今回の予算でのガーデンズの見直しや、また町外業者へと多くお金が流れる民間委託業務の見直しを訴えまして、私の反対討論といたします。

○議長（山本隆雄）次に、原案に賛成者の発言を許可します。2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）議長のお許しをいただきましたので、議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計予算と、議案第 2 号から第13号までの各特別会計、企業会計予算の全ての議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国においては、引き続き経済再生なくして財政健全化なしを基本方針に、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる1億総活躍社会の実現に向け、経済再生と財政健全化の両立を実現するため、歳出歳入改革の取組を強化することとしておりますが、社会情勢は多様化、そして

日々変化し、地方自治体を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況にあります。

本町における財政状況は、平成30年度の決算の各種財政指標において、財政運営の健全化が保たれていることを示しておりますが、今後の財政状況を考えると、自主財源の根幹となる税収の大幅な増加を期待することができず、消費高齢化の進展や社会保障関係経費の増加は避けられず、公共施設の老朽化への対応も必要であり、厳しい見通しとならざるを得ない状況下での予算編成であったと思われます。町財政の基本となる一般会計の当初予算額は102億3,300万円で、対前年度比1.55%増となり、100億円を超える予算規模となっていますが、国、県、また周辺の町村等の状況を勘案し、厳しい財政環境の中にありながらも限られた財源を積極的、重点的に配分し、地域経済や景気対策にも考慮しており、評価できる予算になっていると思います。

歳入面を見ますと、使用料及び手数料や諸収入が減額、町税では前年度比0.03%減と見込まれておりますが、個人町民税で前年度比3.04%増と見込まれ、個人所得の増加が伺えます。また、国庫支出金や地方交付税が増額となっており、国や県の施策等による補助金などについてしっかりと把握されているとともに、適切な財源確保に努めていると思います。町債の発行額については、その全額が交付税措置される臨時財政対策債や元利償還金の70%が交付税に算入される緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債等であり、後年度の財政負担が考慮されており、その他の財源についても適正かつ積極的に見込んでいるものと思われます。

一方、歳出面では人口減少等の課題克服に向けた中之条町総合戦略の4つの基本目標と、中之条町まちづくりビジョンの6つの重点目標を柱とし、必要な重点施策が適切に反映されております。教育環境の充実では、国が進める情報通信技術を活用したICT教育の開始、また英語教育推進プロジェクトや適応指導教室のさらなる充実、学校教育施設整備の改修等が盛り込まれ、社会教育施設においても老朽化した施設の整備、改修を見込んでおります。産業振興、雇用の創出としては、店舗等リニューアル補助金の充実、チャッボミゴケ公園等の観光資源のより一層の活用や、新規就農者定住支援事業等、農林業振興事業が充実されています。交流人口の増加、地方への流れでは中之条ガーデنزや各種観光施設の整備、観光宣伝、空き家対策事業等での町の魅力発信によるところが期待されます。健康増進では、成人男性風疹ワクチン接種促進の継続事業や乳幼児健康診査事業、がん検診事業をよりきめ細やかに拡充し、福祉や子育て環境の充実では、移動困難者タクシー助成事業等や各種子育て支援事業を実施し、住民サービスのよりきめ細やかな対応が見られます。財政の健全化では、有利な地方債を活用した財源の確保対策、地域づくりとしては消防、防災対策や公共交通対策事業が拡充されています。投資的経費にあつては、農業費や土木費、総務費、教育費において、事業費を確保することで、景気回復への配慮もされており、予算に対する積極的な取組が伺えます。また、一般会計と併せてそれぞれの特別会計や一部事務組合への行政経費に対する繰出金、負担金についても、住民の多様化するニーズに伴い、年々増加する中であつて真に必要とされる額が確保されております。

令和２年度の一般会計、特別会計、企業会計の全てを合わせると174億6,595万円となり、厳しい財政情勢の中で、限られた予算を重点的、効率的に配分し、町民の負託に応えた内容であると確信している次第であります。以上申し上げましたが、当初予算について細部にわたりきめ細やかな予算措置が施され、町の将来を見据え、現下の重要課題である少子高齢化、社会資本の整理、安全で安心な地域づくり、活力のある地域づくりが盛り込まれた予算となっており、評価できるものであります。伊能町長の下、職員が一丸となって予算編成にあたられ、ソフト事業、ハード事業を盛り込んだ予算が編成されたことに対し、深く感謝し敬意を表する次第であり、中之条町が将来にわたり持続的に発展を続けていくために必要な予算であると判断し、議案第１号から第13号議案に賛成するものであります。

なお、予算執行にあたっては予算審議を通じ、議員からの指摘、提案など、十分参酌の上、具体的に、積極的な対応となお一層事業実施計画を充実させ、事業効果の早期実現へ向けて英知を結集されることを望むものであります。

同僚議員の皆様におかれましても、慎重審議の下、ご理解を賜り、賛成されますことをお願いいたします。私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山本隆雄）お諮りします。以上で討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第１号 令和２年度中之条町一般会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数です。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号 令和２年度中之条町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和2年度中之条町介護保険特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和2年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和2年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和2年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和2年度中之条町下水道事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和2年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和2年度中之条町発電事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和2年度中之条町自動車教習所事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和2年度中之条町上水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和2年度中之条町簡易水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものと及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 中之条町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 中之条町職員定数条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 中之条町消防団条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 中之条町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 四万へき地診療所使用料手数料条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第27号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第7号）

◎ 議案第28号 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第29号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第30号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第4号）

◎ 議案第31号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第32号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第33号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）

◎ 議案第34号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（山本隆雄）日程第2、議案第27号から第34号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫） それでは、日程に従いまして、議案第27号から議案第34号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第27号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

いよいよ令和元年度も年度末を迎えました。当初予算のご議決以降6回の補正予算をお願いし、議員各位のご指導をいただきながら、町政執行に努めさせていただきました。おかげさまで事業執行状況も順調に推移しているところでございます。今回お願いいたします補正予算の内容であります。年度末を迎えたことから、歳入にあっては歳入見込み額、また歳出にあってはそれぞれの事業費がほぼ確定したものについて補正をお願いするものでございます。

補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億6,751万7,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ113億9,747万円とするものであります。

補正財源としては、町税のほか、財産収入で財政調整基金等の利子、ふるさと納税寄附金を見込ませていただき、分担金負担金では各事業の実績見込み、額の確定に伴う受益者の分担金負担金の減額を、また使用料手数料ではチャッボミゴケ公園使用料、湯の泉の湯温泉使用料、町営住宅使用料などを収入見込みにより補正をお願いいたしました。国庫支出金、県支出金、諸収入では、プレミアム付商品券事業補助金、小規模農村整備事業補助金、災害復旧事業補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金をはじめ、各事業の実績により補正をお願いいたしました。

町債においても緊急防災・減災事業債、過疎債等において事業実績に伴い町債全体での減額を億いたしました。

また、地方財政法の規定により、剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てること等が定められており、平成30年度剰余金のうち一定額を財政調整基金に積み立てるための増額をお願いしたことから、不足する財源につきましては財政調整基金繰入金からの繰入れをお願いをいたしました。

次に、歳出でございますが、歳出予算の主な事業について申し上げますと、まず第1款議会費においては、主に議会だよりの印刷製本費や特別委員会の研修補助金などを実績により減額させていただきました。

2款の総務費であります。1項総務管理費において、財産管理費で木質バイオマスボイラー導入工事費等の減額を、財政調整基金費で財政調整基金積立金等の増額をお願いし、企画費のふるさと移住定住促進事業では、移住支援事業補助金の実績による減額などをお願いいたしました。

地域づくり推進事業費では、ビエンナーレ開催事業、スパトレイル四万t o草津開催事業など、事業費の見込み、確定による減額をお願いし、ふるさと納税事業では寄附取扱手数料、基金への積立等増額をお願いいたしました。

2項徴税費から6項監査委員費につきましても、主に事業の確定、見込みによる減額の補正をお

願いをいたしました。

続いて、3 款の民生費であります。1 項社会福祉費では、社会福祉総務費で出産祝金支給事業、プレミアム付商品券事業など、事業費の見込み、確定による減額をお願いし、国民健康保険特別会計繰出金で、額の確定に伴い財政安定化支援事業繰出金の増額などがありますが、そのほか障害者補装具交付修理事業や障害者自立支援医療費給付事業など、実績見込み額の確定に伴う減額をお願いしてあります。

老人福祉費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の増額をお願いいたしました。

次に、2 項児童福祉費でございますが、新型コロナウイルスによる学校休業対策として、放課後児童健全育成事業で、民間事業所への補助金の増額等をお願いし、児童手当給付事業では対象児童数減による給付費の減額等をお願いいたしました。

また、保育所運営費では、児童福祉施設災害時避難施設機能等強化事業において、伊勢町保育所、中之条保育所の空調、照明工事の事業費の確定による減額をお願いいたしました。

4 款の衛生費では、1 項保健衛生費において、予防事業で各種予防接種に係る委託料を、健康増進事業ではがん検診事業の検診業務委託料をはじめ、その他の事業においても実績見込みによる減額補正をお願いさせていただきましたが、六合温泉医療センターの運営費では、縮小に向けた介護老人保健施設つつじ荘の収入の減少が見込まれるため、指定管理委託料の増額をお願いいたしました。

6 款農林水産業費では、1 項農業費、2 項林業費ともにそのほとんどが事業費の確定による減額であります。農業費の「はばたけ・ぐんまの担い手」支援事業、新規就農者定住支援事業では、対象となるものの実績見込みによる補助金額の減額を、農業農村整備事業、中之条ガーデンズ運営管理事業、美野原農業公園構想事業においても事業費の見込み、また確定による減額をお願いいたしました。

また、林業費では、有害鳥獣対策事業の捕獲業務委託料では、増額をお願いしましたが、木質バイオマス活用推進事業、林業作業道総合整備事業について事業実績による減額をお願いし、その他の事業についても事業確定及び実績見込みによる減額をお願いいたしました。

7 款商工費でも、ほとんどが事業の確定による減額ですが、観光費の四万清流の湯運営管理事業で木質バイオマスボイラー導入工事費の実績見込みによる減額、また地球温暖化対策費の再生可能エネルギー促進事業では、特別会計との調整の中で繰出金の減額をお願いいたしました。

8 款土木費関係につきましても、事業の確定による減額が主でございます。

9 款消防費関係では、各事業とも事業実績等により減額をお願いいたしました。消防施設整備事業の防火水槽設置工事費の減額は、3 基を予定していたものが、要望がなかったことによるものであります。

10 款教育費関係では、1 項教育総務費から 5 項社会教育費まで、そのほとんどが事業費の確定に

よる減額でございますが、6 項保健体育費において給食センター運営管理事業でスチームコンベクションの故障による更新のため、東部給食センター備品購入費の増額をお願いいたしました。

11 款公債費でございますが、町債償還元金では償還方法の見直し、借入れにより、町債償還利子では平成30年度分として借り入れた起債の利率が確定したことにより、それぞれ補正をお願いいたしました。

14 款災害復旧費の農地災害復旧事業では、台風19号による農地災害復旧事業費の実績見込みによる補正をお願いいたしました。

また、今回の補正予算にあたり、繰越明許費の追加及び変更、地方債の補正についてもお願いをさせていただきます。

以上、要点を申し上げ、議案第27号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回補正をお願いします額は、歳入歳出それぞれ300万円を増額し、総額をそれぞれ22億5,832万4,000円とするものでございます。

歳入では、事業の交付決定または実績見込みにより補正させていただきました。

4 款県支出金は、交付額の増加見込みによる増額と、交付決定による減額をお願いし、5 款財産収入は、国民健康保険基金の利子受入れによる補正となります。

6 款繰入金は、額の確定による増額をお願いするものでございます。

次に、歳出では、1 款総務費でシステム改修委託料の増額、2 款保険給付費では退職被保険者からの一般被保険者への資格変更による減額と増額、3 款国民健康保険事業納付金と5 款保健事業費は、財源の充当組替えをお願いし、6 款の基金積立金では、財政調整基金として活用するために利子の積立てをお願いするものでございます。

次に、議案第29号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ218万9,000円を増額し、総額をそれぞれ2億4,308万8,000円とするものでございます。

歳入は、1 款保険料の見込み額の増により、歳出は、2 款後期高齢者医療広域連合納付金の増により増額をお願いしたものでございます。

続きまして、議案第30号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ4,498万5,000円を減額し、総額を19億6,461万6,000円とするものでございます。

保険事業勘定の歳入では、1 款保険料は実績に基づき減額を、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金では、概算交付決定の実績の見込みにより減額を、8 款繰越金については実績に基づき増額をお願いするものでございます。

歳出では、1 款総務費においては介護報酬の改定に伴うシステム改修による増額を、2 款保険給付費、3 款地域支援事業費においては事業の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第31号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回補正をお願いする金額は、歳入歳出それぞれ182万2,000円を減額し、予算の総額を5億3,819万5,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金、繰越金及び町債の減額をお願いするものでございます。

また、歳出では、公共下水道費及び特定環境保全公共下水道事業費において、委託料や工事費の確定に伴う減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第32号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回補正をお願いする内容は、予算の増額については変更はありませんが、歳入で繰入金と繰越金の財源変更についてお願いするものでございます。

続きまして、議案第33号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回補正をお願い額は、歳入歳出それぞれ1,198万3,000円を減額し、総額を4億6,479万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、歳入では、太陽光発電所3施設、小水力発電所1施設の売電による収入の増額と、事業実績に伴う基金繰入金及び鉄鋼スラグ対策工事補償金の減額をお願いするものでございます。

歳出では、事業費の確定による各事業の精算と、精算に伴う基金積立金の増額をお願いいたします。

次に、議案第34号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回お願いする補正予算は、水道事業費用を1,271万5,000円増額し、予算の総額を1億4,123万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、法人が破産手続を開始したことにより、請求すべき法人が存在なくなり、また消滅時効の2年が経過した水道料金について、特別損失として今回補正をお願いするものでございます。

以上を申し上げ、議案第27号から議案第34号までの提案説明とさせていただきます。ご審議をい

ただきご議決を賜りますようによろしく願いをいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明を求めます。議案第27号、総務課長

（議案第27号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第28号から30号、住民福祉課長

（議案第28号から30号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第31号から議案第32号、上下水道課長

（議案第31号から32号について、上下水道課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第33号、企画政策課長

（議案第33号について、企画財政課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第34号、上下水道課長

（議案第34号について、上下水道課長補足説明）

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。6番、富沢さん

○6番（富沢重典）ちょっと1点、聞かせていただきます。

14ページのチャツボミゴケ公園の使用料、あの規模での600万以上の誤算というのは相当大きいと思うのですけれども、昨年と比べてどのくらい人数が減ったのか。それと、ピーク時と比べて、ピーク時は1日どのくらい、平日と休日で違うでしょうけれども、どのくらい来ていて、今1日どのくらいの人に来ていたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）チャツボミゴケ公園の使用料の減額の関係ですが、平成30年度4万236人の来客がございました。今年度2万9,991人ということで、前年対比74.6%、1万245人減っております。そのおかげで635万5,000円という実績減額させていただきました。一番ピークは平成29年度が7万236人ということで、一番ピークから比較しますと2分の1程度になっております。

以上です。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）一番大事なところ答えてもらえていないのですけれども、1日平均どのくらい来ているのか、今バスが必要かどうかを聞きたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）すみません。ちょっと計算します。お待ちください。

お待たせしました。1日120人から130人ぐらいが平均となります。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）せっかく整備したので、もうちょっと努力していただきたいのと、去年あまりコケがよくなかったという話も聞いていますので、その要因もあるのかなと思います。

関連で、51ページ、随分消耗品買わなかったということなのでいいのでしょうかけれども、あの規模の施設で消耗品が250万の減額って、当初何を予定していたのだから、ちょっと確認させてください。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）直売所の仕入れの代金が、お客さんが減り売上げ伸びない分、その分減っております。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。1番、山田さん

○1番（山田みどり）コロナでの休校措置ということで、学童などの支援ということであったのですが、ほかにコロナウイルスの対策で補正予算があるものとかはありますでしょうか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）学童のほうは頼んでいる方の分を増やさせていただいたということがございます。ほかに特にうちの課としてコロナ対策で補正予算をお願いしたものはございません。

以上です。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）収入のほうの19ページの委託料で、今年は大変雪が少なかったにもかかわらず、除雪委託金が132万3,000円増となっておりますが、これはどういったことなのでしょうか。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関洋太郎）除雪の県からの委託料になってございまして、六合の入山地区、中之条草津線の除雪ということで、県から町のほうが除雪を受けておりまして、六合地区はこの回数が当初より多かったような形になっていきますので、実績の金額となっております。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第27号から34号まで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第27号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第7号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

(休憩 自午前10時45分 至午前11時00分)

○議長（山本隆雄）再開します。

○ 発言の取消し

○議長（山本隆雄）昨日の発言で佐藤議員から訂正の申し出がございました。これについて、佐藤議員から説明をお願いします。2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）昨日の総括質疑におきまして、私のする質問の中で誤りがございましたので、訂正、削除していただきたくお願い申し上げます。

場所といたしましては、最初のスポーツ少年団補助金についてのところで、教育長におかれましては日頃よりスポーツ少年団の活動にご理解とご協力をいただいておりますことに続く部分を削除していただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本隆雄）会議規則第64条の規定によって、ただいま佐藤議員の訂正の部分を取り消したいと申し出がありましたので、お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、許可いたします。

◎ 議案第35号 中之条町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（山本隆雄）引き続き、日程第3、議案第35号 中之条町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第35号 中之条町過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、中之条町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更するもので、財政運営上大変有利な過疎対策事業債を起すためには必要な計画であります。変更の主な内容は、自立促進施策区分の3、生活環境の整備において、事業名に公営住宅を追加し、道路整備及び体育施設に事業内容を追加したいものであります。

なお、事前に群馬県との協議を行い、承認をいただいているところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明を求めます。企画政策課長

（議案第35号について、企画政策課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第35号 中之条町過疎地域自立促進計画の変更について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第4、議第1号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

議案を朗読させます。局長

（事務局長、朗読）

○議長（山本隆雄）提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、福田弘明さん、ご登壇願います。11番、福田さん

○議会運営委員長（福田弘明）議長の命をいただきましたので、議第1号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

2月の第1回臨時会議において可決した、中之条町課設置条例の一部改正について、新設された花のまちづくり課を産業建設常任委員会の所管に追加するものです。施行日は、課設置条例の施行日と同じ4月1日です。議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

議第1号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

○

◎ 請願第1号・第2号、陳情第1号

○議長（山本隆雄）日程第5、令和2年、請願第1号、第2号並びに陳情第1を議題とします。

お手元に請願・陳情審査報告書を配付していますが、この際、委員長から審査経過の概要について報告を求めます。9番、安原さん

○文教民生常任委員長（安原賢一）議長の命によりまして、令和2年3月議会において、文教民生常任委員会に付託された請願、陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、3月10日午前9時30分から第1委員会室において、委員5名、町長、議長、副町長、教育長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第1号及び第2号、陳情第1号について審査しました。

請願第1号は、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願で、内閣総理大臣に対する意見書の採択を求めるものです。

各委員から意見を聞いた主な内容ですが、最低保障年金制度は無年金者にはありがたい制度だと思う、年金をもらっている人からすると年金額の底上げもしてもらわないと困るという意見もある

と思うが、最低保障年金制度はあってもいいと思う、以前も同様の請願が行われ、採択しているので、採択でよいと思う。採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採択の意見がありましたので、採択とするか諮ったところ、全員賛成であったため、当委員会では採択と決しました。意見書の提出について協議し、委員全員の同意により意見書案を決定しました。

続きまして、請願第2号は、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願で、内閣総理大臣に対する意見書の採択を求めるものです。

各委員から意見を聞いた主な内容ですが、年金支給を毎月にするのは大変だと思う、趣旨は分かるので、趣旨採択がいいと思う、年金が毎月支給されるのは当たり前のことなので、採択がよいと思う、隔月の支給でも問題は感じていない、毎月支給になると経費等も大分かかってしまうのではないと思うので、趣旨採択がよいと思う。採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。まず、趣旨採択の意見がありましたので、趣旨採択を諮ったところ、賛成2名で可否同数だったため、委員長の判断で当委員会では趣旨採択とすることに決めました。

なお、陳情第1号については、審査中です。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました請願、陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。請願第1号 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願を委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、請願第2号は趣旨採択することに決定しました。

○

◎ 日程の追加

○議長（山本隆雄）お諮りします。請願第1号の採択に伴いまして、意見書案が提出されております。

請願をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（議案の配付）

○議長（山本隆雄）ただいま配付しました議第2号議案を追加日程第1として議事日程に加えていただきますと思います。

○

◎ 議第2号議案 「若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書」の提出について

○議長（山本隆雄）追加日程第1、議第2号議案について議題とします。

それでは、ちょっとマイクの調子が悪いので、暫時休憩とさせていただきます。

（休憩 自午前11時20分 至午前11時22分）

○議長（山本隆雄）再開します。

それでは、議案について局長から朗読させます。局長

（事務局長、朗読）

○議長（山本隆雄）お諮りします。ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決します。

議第2号議案 「若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議第2号議案は可決されました。

○

◎ 議員派遣の件

○議長（山本隆雄）日程第6、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員派遣をすることに決定してご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、一覧表のとおり派遣をすることに決定しました。

○

○議長（山本隆雄）以上で今期定例会議に付議された議案は全て議了しました。

これをもって令和２年第１回中之条町議会定例会３月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

(散会 午前１１時２７分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 唐沢 清治

中之条町議会議員 安原 賢一

中之条町議会議員 小栗 芳雄